

資料

「プロイセン対ライヒ」(七月二〇日事件)
法廷記録(二)

山下 威士 訳

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…それでは、審理を再開いたします。まず最初にゴットハイマア局長より発言が求められています。

ゴットハイマア局長…(ラント官吏の任免について)さてブレヒト局長の、先ほどの御発言を、私が正しく理解しているとするれば、局長はこれから、局長が代理されていますプロイセン内務省が、現在のプロイセンのコミッサール政府によって行われている官吏問題に対して、かねてより申し立てておられるこ

とについて詳細に論じようと思われています。ところで、裁判長は、先の審理の分類で、まず第一に、七月二〇日までの事実の経過について審理し、第二に、その命令を執行することにより、および、七月二〇日の命令にもとづく処分によって作りだされた状況について、当事者それぞれがもつ法的評価に移るとなさいました。といたしますと、この官吏問題について議論することは、第二の審理の対象をなすべきものではないかと考えられます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士・プレヒト局長、今これから、あなたが何を意図して弁論されようとしているのかを明らかにして下さるよう、お願いいたします。この審理の予定については、ただ今ゴットハイマア局長がおっしゃったとおりです。プレヒト局長がどの部分を目論でおられるのか、私もまたはつきりとしなない状態にありますので。

局長プレヒト博士・私は、これからお約一五分ばかり陳述を行いたいと思っております。それは、いかなる行為が行なわれたかということについて、細かいことを申しあげるつもりではありません。そうではなく、四八条にもとづいてなされたという一群の行為について申しあげたいと思っております。その理由は、そのことが権力の移転についてのイメージを作るのに必要だからですし、とりわけ、官吏の任免について言及するに必要であると考えからです。もちろん、私は、コミッサール・ライヒ政府が存在するのか、ラント政府が存在するののかというような法的問題に、いやそもそも法的問題一般に立ち入るつもりはありません。ただ発生いたしました出来事についての事実を申しあげて、全体のイメージを提出して結びとしておきたい

と考えているだけです。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士・それでは、当法廷はどこかでプレヒト局長にそのための機会を差しあげねばならないでしょう。

ゴットハイマア局長・私は、プレヒト局長の御見解に賛成することができません。局長がただいまおっしゃったことによれば、局長がこれから弁論されようとすることは、疑いもなく、七月二〇日までに存在した状況、すなわち、ライヒの行為の要件とまったく関係のないことから問題をとされようとしています。したがって、私の見解によれば、この問題は、第二のところで取り扱われるべきであると考えます。

局長プレヒト博士・七月二〇日に、ライヒ・コミッサールへの権力の移転によって生じたことは、まさに、ライヒ・コミッサールは一体どのような権限をもち、いかなる権限が大臣たちから剝奪されたのかということを明らかにして初めて示されうることなのです。私は、そのことについて、なお締め括りとして申しあげねばならないのです。(S29)

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士・それは問題があります

ね。私は、このような議論が、私の本来の予定とは異なって第二の点にまで拡大されるのではないかと思います。そして、その議論が、一休事実上何が起きたのかという問題とともに、さらに関係者は、その起きたことがらをどのように法的に評価しているかという問題まで、ここに持ち込むことになるのではないかと思います。そうだとしますと、このプロイセン側の代理人のおっしゃる議論は、第二点を扱うところへもって行く方がよいのではないかと考えます。それに、その議論がどこでなされるかどうかということは、とりたてて重要というわけのものではないのでありませんか。

局長ブレヒト博士・裁判長、だとしますと、私どもにとりましては、なお難しいこととなります。つい先週行われました官吏任免につきまして、私どもは、国事裁判所の審理の続いている間は、その種の新しい任免をそれ以上しないようにという仮処分申請をしたいと考えております。このことは、けつしてただ飾りのためというものではありません。このような関連においてははっきりとさせていたでいて、初めてそのことは処理されるでしょう。最初の内は、わずかに二名の官吏の任免が行わ

れただけでした。しかし、その後、このところ五日間ばかりの内、六四名が任免され、その内の三三名は最終的に決定されたのです。しかも、その内には、裁判所の裁判官も含まれているのです。ということは、極めて問題のある分野にまでこの任免が及んでいるということになります。私どもが、この問題を避けて通れるかどうか是非お考え下さい。最初の時に何もしなかつたために、ここ二、三日の内に、なお多くの同じような任免が行われました。私どもは、それに抵抗しなければならぬのです。したがって、そのことについて、私はなお弁論をしなければならぬのです。もし今それをやらないと、もう弁論をする機会がなくなってしまうと思われます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…なるほど、そのような事態になるということは確かなことのように思われます。しかし、私とその事項のために割り当てました当初の配分に、いま私に對して提起されている手続きは、本来もつとよく組み込まれるのではないのでしょうか。また仮処分について申しあげれば、現在論じている、プロイセンにおける官吏の任免の問題について、それをゴットハイマア局長の弁論の前に行うか、あるいは、

後で行うかという問題が、その仮処分の問題に直接的に影響を与えるとは考えられません。

局長、ブレヒト博士…裁判長がそのようになさるとおっしゃるのなら、私はこれ以上反対をしたいと思います。ただ私たちが、本日の審理の最後のところで仮処分の問題にふれることをお許しいただきたいのですが、いかがでしょうか。その理由は、それ以外の問題についての議論は、明日まで延期することもできるからです。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…結構です。それでは、ゴットハイマア局長に、これから御発言をお願いいたします。

ゴットハイマア局長…「ライヒの基本的主張」裁判長は、今朝の「はじめのことば」の中で、この審理においては、憲法紛争を解決するため、したがって法的問題を解決するために重要であることについてののみ議論が行われるべきであると言われました。私は、この原則にもとづいて、今朝プロイセンの代理人がなさったような細かいことにまで立ち入ることをしないようにしたいと思っております。とりわけ、七月二〇日の命令の発布以後に生じたことや、この命令を執行するために法的に関係

していることがらなどは、この議論から排除されるべきであると考えられます。命令が発布される前の状況についても、プロイセンの大臣の代理人がなさったのとはまったく異なる描写をすることができるといっても、また自明のことです。このようなことがらについてもまた、裁判長の排除されました細かい問題に立ち入ることをしないうもりであります。(660) ただ、この関連で、プロイセンにおいて、はるかな前から発生していましたが、プロイセンにおいて、ライヒ政府の見方からしますと、その本質的な点におきまして、絶えず成長しております国民社会主義者の運動に対して与えられていましたまったく一方的な処遇に起因するものと考えられる、という点を強調しておきたいと思えます。この流血の事件は、七月二〇日の命令に先だつては、な前からもうあったものです。またこの事件の状況については、プロイセンの代理人が、今日御自分で二、三の統計をあげて説明なさいました。ライヒ政府は、プロイセンの大臣の代理人が提出なさいました、政府の処置が目的にふさわしいものではないという見解に力を籠めて反対をいたします。この処置は、国民社会主義者の運動に対する一面的な取扱いによって作りださ

れました興奮状態を冷ますという目的に役立つはずのものでしたし、また現実にもそのような目的に役だったのです。このような興奮状態が爆発したり、その結果として内乱が発生するのを阻止するというこそ、その目的だったのです。

私は、さらにプレヒト局長の弁論に、なおひとつのことを付け加えなければならぬと思います。現在のライヒ政府と国民社会主義者の運動との間に、プロイセン政府に対し何らかの行動をとることを対象とするような合意があったということは真実ではありません。ライヒ政府は、一九三二年七月二〇日の行為について、自由に、しかも、責任をもって踏み出したのです。七月二〇日の命令によるライヒの行動を必要とした客観的状況は、なによりもまず第一には、一九三二年夏の流血の騒動にあります。危険が非常に高まり、貧困が一般に広がった時に、堅い組織を誇る政党が、非常に興奮状態で対立しておりました。ライヒ政府は、その文書の中で、国事裁判所に対して、七月一〇日のオーラウ、七月一七日のアルトナにおける流血の事件について報告しております。それらの事件において、加害者は国民社会主義者ではなく、共産主義者やその他の政党の人々でし

た。またそれらの事件においては、行政官は、とりわけアルトナにおいては、完全に自己の義務を果たしておりました。この点では、私は、プレヒト氏とまったく意見が一致しております。ただその事件においては、警察において責任をもつべき指導者たちが、その義務をまったく守らなかっただけです。(プレヒト博士「ライヒ政府が行進を禁止しなかったからです。')さらにこのように緊張した状況があったにもかかわらず、しかもこのような緊張した状況について、前首相による指示があったにもかかわらず、アルトナの警察長官もその主だった部下のだけでも、この時に勤務についていず、警察の主要な任務が、あまり訓練を受けていない、比較的重要なランクにある若い官吏に委任されていたということに注目するべきであると、私は考えます。

このような事実は、非常に危険な全体状況の徴候とも言うべきものです。新聞などでは、この事件の後では、もう内乱状況が存在しているのだと書きたてています。とりわけプロイセンにおいて存在しておりましたこのような危機状況は、その当時のプロイセン・ラント政府の取った政策や党利党略的な処置の

ために著しく高められました。共産党が国家に対して敵対的なものであることについては、いささかの疑いもありません。ライヒ裁判所の多くの判決の中で、この党が革命への意図をもっており、計画的に内乱や暴力的な騒動を引き起こそうとしていたことは、ほぼ完全に証明されました。しかしながら、まさにその共産主義者たちは、その当時のプロイセン・ラント政府が、議会戦術上の理由やそれ以外の理由から、決して共産主義者に対して決定的な行動を執ることはないと確信していました。(S. 32) 彼らは、プロイセン・ラント政府は、自分たちと国民社会主義者たちに対する共通の戦線を作る可能性があり、国民社会主義者に対する共同の戦いにおいて、プロイセン・ラント政府と自分たちとは連合することができると信じていました。その当時のプロイセン・ラント政府の指導部が隠そうとしなかったライヒ政府に対する極めて強硬な国内政治についての反対の態度が、このような共産主義者たちの確信をなお強めることになりました。プロイセンの政治指導部は、あたかも自分たちが、国民社会主義者と共産主義者とを同じレベルにおいて考えていたが、ただ状況がより緊急のものであったためにと

いうそれだけの理由で、とりあえず共産主義の側からする危機に対処していたのだという印象を与えようとしていました。しかし、ライヒ政府は、このような同一視を理由のあるものとは考えることができません。もちろん、だからと言ってライヒ政府が、例えば、国民社会主義運動の個々の支持者によって行われた殺人という行為を是認しようと言うわけでないことは当前のことです。それは、それ以外の運動の支持者によって行われる殺人についてもまったく同じように言われます。ライヒ政府は、これまでこのような態度を取っていることを明らかにするために多くの証拠を、文書として提出しておきました。

私は、このような関連におきまして、私の側からも、六月二六日にマクデブルグにおいて、当時のベルリンの活動的な警察長官によって行われました演説を、ここで思い起こしたいと思えます。その演説というのは、ライヒ大統領が明らかに不当な助言しか受けていないということを大統領に警告しようとした、あれです。そして、その演説において、この警察長官は、共産主義者との統一戦線について語りました。ことばどおりに言いますと、彼は、社会民主党員と共産主義者との間には、い

かなる難しいことは何もないと、言ったのです。私には、プレヒト局長がなさったようなやり方で、ベルリン警察長官グレジンスキーという人格と、私人であり、社会民主党員であるアルベルト・グレジンスキーという人格とを区別できるとはまったく理解できません。プロイセン・ラント政府は、官吏なるものは、その勤務時間外にあつても、その官吏という資格が求めている程度の自制を行うべきであるという立場をとつていました。そのことは、政治的官吏についてだけではなく、非政治的官吏についても充分当てはまることです。プロイセン・ラント政府は、官吏は、自己のあらゆる行動に関して、例えば、選挙というような政治的な活動に参加する場合でも、自分の官吏たる資格と一致するような行動をとるよう努めるべきであるということも何度も強調していました。しかし、そのようなことは、グレジンスキー氏がなさった演説にはまったく当てはめられません。なおここで、私は、ベルリン警察長官の、それ以外の行動についても触れておきたいと思ひます。それは、彼の党の一連の組織の武装のことであり、また共産主義的な組織の武装のことです。ライヒ政府は、このことについて既に国

事裁判所に提出しておいた資料の中で触れております。そのような資料とは別のものにもとづいて、この事件について考えてみたいと思う人には、「フランクフルト新聞」の記事が参考になるでしょう。もちろん、現在のライヒ政府に特に近いということは絶対に言うことのできない新聞の記事です。その記事は、こう書いています。「ベルリン警察長官グレジンスキー氏は、住民のあらゆる階層から武器を取り上げるといふことを、ただできるところからだけ行おうとしているのではないかと思われ。それがために、彼は、市民の保護を、それを現実にやることとができ、しかもその能力をもっているものたちの手に委ねようとしているように思われる。」この記事は、「すべての人々は、自分のピストルをもつべきか」という表題をもつており、そのことによつて、当時の人々のもつていた不公平な取扱ひについての感情を証明していました。(532)

私は、さらに「前進」の禁止に関する事件をここで思い起こしたいと思ひます。「前進」は、その数週間前からライヒ政府に対する強い攻撃と執拗な誹謗を加えていました。ライヒ政府を誹謗するようなことを公刊したために、ライヒ内務大臣は、

現行の法規にもとづいて、プロイセン・ラント内務大臣ゼーベリングに対して、政治的不法行為に関する命令にもとづいて、『前進』を発行停止にするように求めました。しかし、ゼーベリング内務大臣は、このような要請を拒否しました。ライヒ内務大臣の要請を正当なものであると認めるライヒ裁判所の判決が出て初めて、彼は『前進』に対する発行禁止処分をせざるをえなくなりました。そして、このような停止期間がすぎて、新聞が再び発行されるようになりますと、この大臣は、最初の号に掲載された論文の中で、お祝いを述べることと御自分の職務とが何ら矛盾しないと考えていました。しかも、この大臣は、この禁止を命令し、ラントにおける公の安全と秩序の維持にまず最初に責任に任ずるはずの大臣なのです。そして、彼は、そのお祝いの中で、この禁止こそが、いかなる長い論文や議論などよりも、もつともつとこの新聞に新しい読者、すなわち、新しい戦士を呼びよせ、彼らが以前に変わらず『前進』の側に立って戦うよう振るいたたせることとなろう、と書いています。かかるプロイセン・ラント内務大臣の態度は、彼の有する地位と合致しない行為であるということを確認しておきたいと思いま

す。プロイセンの大臣の代理人は、プロイセンの大臣は依然として官吏法にいうところの官吏とみなされるべきであるという立場を取っておられます。この点では、いわゆるライヒ大臣法によって、その官吏関係は、まったく異なっているというライヒ政府の考え方とは違います。——この点については、さらに本審理の中で詳しく展開したいと思っております。もし私どもの立場が認められるとしますと、ここで大臣にふたつの役割を区分することはできないことになるということ強調しておきたいと思えます。すなわち、大臣は、一方では自分で禁止命令を発行しておきながら、その後において、禁止が解除された時に、その禁止命令は理由がないというのを正しいとするかのようなことばをもって、新聞にお祝いを言うことはできない、ということです。ライヒ政府からすれば、このようなプロイセンの大臣ゼーベリングの態度や発言を見ただけでも、ライヒがプロイセンにおける危険な状況に対して干渉すべきか否かという問題は、極めて緊急のものと思われました。ライヒ政府は、その当時から自分でも処置をとることを控えていましたので、この点については、一九三二年七月一三日にゼーベリング大臣によって

内乱に向けて発布されました声明が決定的な影響を及ぼしました。ところが、その同じ大臣が、同じ七月一日にはもう、ベルリンのテニス・ホールでの公開の集会において、次のように演説しているのです。われわれは、七月三十一日には、パーベン・ライヒ政府とその国民社会主義者の援助者とを狩たてねばならない。」現在その地位にあるプロイセンの大臣が、現在その地位にあるライヒ政府に対して、そのような発言をするということとは、彼の職務上の義務と絶対に入られるものではないと私は考えざるをえません。このような演説についての報告とともに、ライヒ政府は、信頼すべき筋から、プロイセン・ラント内務大臣と共産主義の指導者との間にとり結ばれ、もちろん、プレヒト局長ももうとくに既に御存じの秘匿の取引についての報告を受け取りました。この秘匿取引についてライヒ政府が入手しましたものによりますと、この取り決めの内容は、共産党の勢力伸長とそれを有利にするための条件と反対給付であります。プレヒト局長がここで語られたことはまさに反対にかかる事実が公然たる周知のものであることや、われわれが複数の官吏(プレヒト博士・ひとりの官吏です)の審問からえた

かかる事実の確かさの証拠とがあることを申しあげておきたいと思えます。(263) かかる事実は、今これまでに述べてきたような政治的状況がある場合に、かかる危機のために用意されているものを用いるべき状態にあるということを、われわれに告げていると思えます。その状況とは、ほんの少し前に、あのアルトナの虐殺によって全世界の注目を集めたような状況であります。このような危機の状況においては、危険は、一瞬もためらうことなく、このような危機のために用意されている四八条の権限を、今まさに用いるべきであるというような緊急のものであります。内乱が公然と勃発するのを、いたずらに待つというのは、無責任というものでありましょう。プロイセンは、ライヒの大部分を形成しており、ライヒとその首都を、つまり、政府の所在地を共有しているのです。したがって、プロイセンは、その他のラントに比べて、とりわけ公の安全と秩序を維持することを義務づけられているのです。プロイセンの指導的官吏たちは、内乱状況に際して、かかる義務を履行しませんでした。ライヒ大統領とライヒ政府とは、次のような確信をもつにいたりました。すなわち、共産党は、国家に敵対的な感

情をもち、とりわけ、プロイセンにおける、流血を伴う騒動についてまず第一に責任を負うべきである。またプロイセン・ラント政府の責任ある指導者、すなわち、現在休暇中のラント首相と、警察について権限をもっていたラント内務大臣とは、共産主義者よりもむしろ国民社会主義者に対してより厳しく当たったというその一方的な態度の故に、もはやかかる状況を充分に考慮に入れて働く能力をもたず、またそのような意志をもっていない、と。かかる状況下において、ドイツで最大のラントにできるだけ速やかに平和をもたらすことができるのは、一九三二年七月二〇日にとられたランヒ大統領の命令こそ、唯一とつ方法なのでした。

七月二〇日の出来事についてライヒの見方、ただ今ブレヒト局長が、七月二〇日の事実経過について詳細に語られました。この経過については、ライヒ政府も既に国事裁判所に提出いたしました文書の中で申しあげております。私どもは、このブレヒト局長がなさった事実経過についての叙述があらゆる点にわたって完全なものであると到底承認できません。へ大臣たちの罷免理由——共同作業の拒否、局長が特に強調されたのは、

七月二〇日の夕方のライヒ首相のラジオ演説によって初めて、本事件についてのライヒ政府の最初の意見表明が公になされたということ、および、このラジオ演説によって初めて、それまでのプロイセン政府にとつて、ライヒ政府がかかる処置をとるにいたった理由を知ることを見たということであります。そのことは、まったく正当とは認められません。ライヒ政府は、七月二〇日の正午に、新聞記者会見において、コミュニケを発表しており、その中で本事件について解説しております。とりわけ、この新聞記者会見において、ライヒ首相は、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールという現在の資格において、これまでのプロイセンの大臣と共同してプロイセン・ラントの運営を行うつもりであると、極めて明確に表明しております。このことを、私は、ブレヒト局長の論述に反対して、特に強調しておきたいと思ひます。さらにそこで強調されるべきことは、かかる共同作業は、これまでのプロイセンの大臣たちの態度如何にかかる、すなわち、かれらが共同作業を行う気持ちがあるか否かにかかることであります。これがために、大臣たちが共同を拒否し、プロイセンに対するライヒ・コミッサール

ルの司会するラント閣議に参加しないと宣言した場合、自分たちの官職を剝奪されたと知らされたのは当然のことでした。

(のぶ) したがいまして、今朝ブレヒト局長が、提起された「警察、すなわち、流血の事件に、一体シュミット司法相やシュレンバア商工相がいかなる関係をもつか」という問題提起は、まったく正しくありません。これらの方々がライヒ・コミッサールによって官職を剝奪されたのは、そのためではないからです。そうではなく、この方々が、共同作業を拒否されたからにすぎません。(ブレヒト局長・ホウ、非常に興味ある発言ですね。)

〔閣議招請状〕ブレヒト局長は、ここでもまた閣議招請状に話を戻されました。私はここで、仮処分の審理の際にも強調しておきましたことがらを、いま一度強調しておきたいと思えます。すなわち、そのような招請状が発せられます場合、また、その表に「勤務地」欄あるいは「管轄権限」欄、あるいは「管轄の長」欄がある場合、そしてもし「ラント首相」が居ればそうするのが正しいでしょう。あるいは、より正確に言えば、べつの大臣、例えば「商業および工業担当大臣」、「内務大臣」が居れば、そうするのが正しいでしょう。しかし、これらの地位は現

在にあつては空席、あるいは、いかなる人によつても代理されているとは認められないのです。この他にも、ブレヒト局長は、些細なところにこだわられ、特にブラウン・ラント首相への書簡が、「前ラント首相」という肩書で送られてきたことを取り上げられました。私は、そのように些細な形式的なことに重大な価値があるとは思えません。しかし、あえて申しあげれば、すべての大臣、つまり官職を剝奪されたすべての大臣が、自己の官職に対する給料全額を依然としてなお受け続けているのです。(ブレヒト局長・それが大切なことですか。)しかしながら、ブラウン・ラント首相が、かかることがらを大切なことと考えられていることは確かなことなのです。何故なら、首相は、すぐに、そうです、その官職剝奪のほんのすぐ後に、この問題について尋ねあわされ、首相は給与の全額を依然として受け取られると返答されますと、非常な満足の念を表明されたのです。(ヘラー博士・私は、首相が満足の念を表明されたという書簡の提示を求めます。)

(ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士・対談をここでは避けたと思います。)

〈次官への諮問〉 みなさん、七月二〇日に行われたことがらは、以上のようなものでした。私は、ここで結論をつけるためになお一言申しあげたいと思います。——プレヒト局長は、今朝の演説の中で、ライヒ政府が、一九三三年七月二〇日の処置を用意するに際して、憲法問題についての、ライヒ大統領の恒常的な顧問であるマイスナー官房長や、ライヒ内務省内における、この問題についての特によく知られた専門家であるツァイゲルド次官、さらに確かライヒ司法部の次官も上げられていたと思いましたが、これらの方々に何も相談されなかったということについて、非常な驚きを表明されました。もちろん、私は、プレヒト局長がどうしてこのようなことを御存知なのかは知りませんが、またこのようなことについて、情報をえられる可能性をどの程度、局長がもっておられるのかも知りません。ただ、いずれにしても、局長のその発言は、事実にもまったく適合していないということだけは、はっきりと申しあげることができます。

〈ライヒ・コミッサール設置についてのゼーベリング大臣の意見〉 さて最後に、ゼーベリング大臣について、なお一言言わ

せていただいて締め括りにしたいと思います。私の知るところによれば、ゼーベリング大臣は、ライヒ政府がそのような処置をとらねばならなくなった事態について、ライヒ政府自身とほとんど同じような判断を御もちでした。というのも、彼はこの年の六月の中頃、ということは七月二〇日のほんの数週間前ということですが、現在のライヒ内務大臣に対して次のように語っていたからです。すなわち、ゼーベリング大臣は、自分としてはプロイセンに対するライヒ・コミッサールの設置が緊急に必要であるか否かという、かかる馬鹿騒ぎに関与するつもりはない、というのも、自分としては、かかる処置をとることは避けることはできないと考えているからである、と語ったのです。(S35) また彼は、ライヒ・コミッサールの設置についてのこのような会談の進展の中で、さらに「それは一刻の猶予もならない」とすら語りました。私が考えますに、われわれライヒ政府は、本訴訟においてゼーベリング大臣の名譽を侵害したなどと考えたことはちっともありません。したがって、ただこれだけの理由からしても、プレヒト局長が実際におやりになったように、ゼーベリング大臣の人格についての、あのよう

に莊重なやり方で論じられる必要はまったく無かつたのではないかと思ひます。しかし、ライヒ政府にとって非常に興味のありますことは、ゼーベリング内務大臣のように非常に賢明な方が、ライヒ政府が本件の処置をとるにいたつた状況につきまして、ライヒ政府とまったく同じ判断を下されていたということです。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…ゴットハイマア局長、あなたの詳しい御説明について、ほんの一言私に言わせて下さい。あなたのなさつた、プロイセン首相の給料についての御説明が、本審理に一体どこまで関係するのか、私にはまったく理解できないのですが。あなたのただ今の御説明は、私としては省略していただきたいような説明に入ると思ひます。もちろん、このことについてなお御議論なさるのでしたら、私として止めることはできません。がしかし、もしこの点になお深入りするとすれば、本来の法的問題から離れることとなり、本審理をまさにより難しくすることになるのではないかと思ひます。

ヘラー教授…ただ今長官が実に味わいのあるやり方で、この給料問題に関して述べられた後では、いまさうこのことに立ち

入る必要はないようですが、しかし、私としては、ここにその書簡を提出して下さるようゴットハイマア局長に是非お願いしたいと思ひます。何故なら、プロイセン首相が給料問題の扱いについて満足を表明されたという書簡は、この事件全体にとって本質的なポイントを形成しているとみなされるべきだからです。私は、この問題を本審理から排除すべきと考えております。と言ひますのも、ただ今の主張は、まったく真実ではないと考えているからです。同じことは、ゼーベリング大臣が、あのようなライヒ・コミッサールの設置をみずから要求されたという主張についても言えます。この主張もまた、これまでいかなる文書においても主張されていず、この法廷において、ゴットハイマア局長によつて初めて主張されたことがらです。このことは、ライヒ政府が提出された、やたらと細かいことばかり書きたてて、いたずらに膨大化された一〇〇頁にもおよぶ文書において、ほんの片影すらも見られなかつた主張でありますから、まことに驚くべきものなのです。

さてここで以上とは異なるいくつかの問題について触れたいと思ひます。ライヒ政府の代理人は、七月二〇日の事件の主要

な原因として、社会民主党が、国民社会主義労働者党とは異なり、共産党と手を結んだことを上げられました。このような議論では、状況は、もはやそれ以上いかなる論証も可能ではないようなほどに、歪められている、と私は思います。このようなやり方であれば、現在においてすらも、ドイツ国民党やパーベン政府が、国民社会主義者たちよりも、社会民主主義者たちと、できるならば手を結びたいと考えているとすら言うこともできるのではないのでしょうか。何故なら、今日ではもう既に国民社会主義者の中の「建設的勢力」は、デュッセルドルフやベルリンの集会ではつきりと示されたように、現在のライヒ政府に近い政党に対して明確な反対を表明しているからです。しかし、といって、このことは、プロイセンに対するライヒ・コミッサールの設置についての論証には決してなりません。何故なら、ライヒ・コミッサールは、国民社会主義者たちと十分に手を結んでるわけではありませんから。(S36)

〈官吏と政治〉さて官吏と政治上の人格との区別はなしえないという弁論が行われました。私どもは、この区別は必要なものであると考えております。ゴットハイマア局長もまた、ドイ

ツ国民党の代議士としての御自分と官吏としての御自分を区別して見られることに重大な価値を認められるのではありませんか。おそらくもうすぐに局長が御自身について要求できるのではないかと思いますが、政治上の指導者でありつつ、同時に大臣の椅子に座っているということは当然ありうることで、私も考えます。この点については、なお法律的にいま一度論じたいと思います。

〈「前進」再刊に際してのゼーベリングの祝賀論文〉さてただ今ゼーベリング大臣によるライヒ政府に対する勝手気儘な攻撃と言われているものについて語られました。それについて、私は、ここでそれを読みあげて、みなさんに詳細にお知らせしたいと思えます。私は、ここで、ゼーベリング大臣が一九三二年七月九日の「前進」に寄せた論文を、ただの一語も省略せず全部読みあげてみたいと思えます。

「前進」の再刊に際して、編集部および読者のみなさんに、心からの挨拶を送ります。

国家を作りあげる仕事に協力したいと考え、高度の責任感をもち、よく訓練された新聞は、政治に携わる人にとつ

でもっとも大切な協力者なのです。私は、一〇年以上にわたってライヒとプロイセンにおいて政治に携わってまいりました。そのために、私は、『前進』がライヒとプロイセンの政府の仕事にとって、たえずもつとも力強い援助を与えてくれたことを証明することができます。『前進』は、承認すべきであれば、たとえドイツ国民党の人たちの内閣の仕事でも承認し、たとえヘルマン・ミュラー内閣の仕事であっても、自分たちが非難しなければならない、矛盾していると考えれば、率直に非難をしてきました。その非難は、ただ非生産的な否定に終わらず、同時に、別のよりよいと思われる道を提示していました。

このような新聞が発行停止に値すると評価——その言葉の最悪の意味での「評価」というべきですが——されるとすれば、それは、ただ読者にとって我慢ならないというに止まらず、国家にとつても損失と言うべきです。それがたじめにも、今『前進』が再刊される自由をえたことを心から喜びたいと思います。そして、そのような自由を、私は、『前進』と共に強く守りつづけたいと思います。何故なら、

国家のために有効な客観的な批判の実行は、国家や国民がより大きな損害を被りたくないと思えば、決して失われてはならないものである、と私は考えるからです。

今回の禁止の政党政治的側面を論じることは、私の仕事ではありません。しかし、それでもなお、われわれは、今ドイツにとって将来の運命を決める、これまでに例を見ないような重要な選挙闘争の最中にあるということだけは言っておきたいと思えます。かかる状況において、『前進』が五日間にわたって沈黙を強いられたということは、いかなる長い論文や説明よりもはるかにわれわれを奮起させるものです。何故なら、いかなる急進政党の脅しも、政党の新聞の禁止も、戦いを決意した、運命を担う、組織された労働者階級に、いささかの動揺をも与えることはできないからです。労働者階級は、『自由への前進』というスローガンの下に、その力を以前に倍増し、その情熱を強めるであります。

カール・ゼーベリング

〈国民社会主義者の演説〉さてみなさん、これを御聞きになつ

た後に、ここ数年來にわたって、来る日も来る日も勝手気儘な攻撃を繰り返している国民社会主義者たちの新聞を読んでみて下さい。例えば、国民社会主義者のラント首相の表明を読んでみていただきたいと思ひます。それは、四八条にもとづくライヒ執行について述べるわけではなく、というよりもいかなる結論も提起してはいないものであります。私は、これを、社会民主党系の新聞からではなく、国民社会主義系の『ハムブルグ日報』から引用して読んでみたいと思ひます。(666)最初にレーバー・ラント首相〔オルデンブルグ〕の、憲法違反と思われる国立銀行とのやりとりについての意見が見られます。それに続いて、ことばどおりに申しあげれば、次のように書いてあります。

「もしその際に、ライヒ政府がラント・コミッサールを送りこんでくるつもりなら、その時には、オルデンブルグは、農民を武装させて、最後まで戦うであろう。」

さて、この文章と、先程のゼーベリングの論文とを比べてみて、いかがが御考へになるでしょうか。ライヒ政府が諸ラント政府に対してその擁護を義務として負っている〔ラント処遇の〕

一〇九条に規定された平等が、ここでも明らかに侵害されているのです。

〔共産党との交渉〕さて次に、ゴットハイマア局長が、プロイセン政府が共産主義者たちと秘密の交渉をした、と語られた問題に移りたいと思ひます。まったくそれは、身振りする程に不愉快なことです。それは、二人の共産党の代議士が、本省の門番に届け、訪問者名簿に記載し、それからアベック次官を訪れたという程度の「秘密」性をもっていました。このことは、本省全体に、次官によつて二人の共産党の代議士との公的な会見が行われるということがあらかじめ知らされていた程度に「秘密」のものでした。

〔コミッサールの設置があらかじめ計画されたものであること〕さて私は、現在の政府の成立と、七月二〇日の事件の、あまり正当とは言えない動機を明らかにしてくれることがらについて申しあげたいと思ひます。七月二〇日のライヒ政府のクラーダは、パーベン氏とヒトラー氏との合意というエピソードによつてのみ理解できるものとなりましょう。このエピソードは、今日ではもはやもうずつと前から歴史的なエピソード

ドとなっておりまして、ゴットハイマア局長が、極めて頭ごなしのやり方で、真実のものではないと再三にわたって表明されたいくつかの約束を結果としてもたりました。さてこの審理全体にとって決定的に重要なかかる状況を明らかにするためには、審理のこの段階において、この点についての証人を喚問することを要請したいと思います。第一には、ライヒ政府の行為について、四八条によって認められている動機が見出されず、そこには憲法違反の動機、すなわち、ヒトラー氏との政治的取引しかないということについての証明が問題となると思われます。国事裁判所がプロイセンの提訴をただちに認めようとなさらない限り、この点について、パーベン氏、ヒトラー氏、および、グライヒエン氏を召還するよう、私は正式に要求いたします。私どもが主張しております事実につきましては、まったく反駁しえないような二つの、証拠となる文書があります。第一は、紳士クラブの代表であるアルペンス伯が、現在のライヒと財政相と交わされた、財政関係にとつても非常に興味のある書簡です。それは、六月七日付のものです。したがってそれは、ライヒ・コミッサールが設置される、はるかに前のものという

ことになります。パーベン・ライヒ政府は、六月一日にその活動を開始いたしました。そして、六月七日に、アルペンス・レーベン伯は、次のように書いているのです。「われわれは、プロイセンにおいては、ライヒ政府に有利なことは何ごともなしえない。したがって、私はライヒ・コミッサールという考えかたに到らざるをえない。これは、バイエルンの、あの分離主義者に対しても、非常に有効なやり方であると思う。」(大笑い)

　　<グライヒエンの書簡> ライヒ政府の今回の行為の動機を明らかにするのにもっと役にたつものは、六月六日付の、したがって、前のものよりなお一日まえの、紳士クラブの事務局長であるグライヒエン氏のものであります。私は、この書簡を詳細に読みあげたいと思います。というのも、この書簡は、七月の事件の動機を非常にはつきりと示しており、しかもその後の展開は、この書簡に書かれたとおりなのですから。(S38) もしこれらの書簡がライヒ政府の決定といかなる関係もないと言われるとすれば、グライヒエン氏には、何か透視能力があつて、これらを書かれたということになりましょう。さて彼は、次のように書いています。

「新しい内閣は、国民社会主義者たちによって寛容されるだけではなく、指導者の明確な同意をもつのです。」

そのことは、みなさん御存知のとおり、ライヒ大統領によって確認されております。

「新しい内閣は、新聞などで報道されているような暫定的な内閣ではありません。それは、まもなく成立するでありましょう新しいライヒ議会によって認められることになるでしょう。そのために、いくつかのラントがナチスに譲られることになりましょう。プロイセンに関しても、約束が結ばれます。すなわち、ラント首相として、あるいは、ライヒ・コミッサールとして信頼できる人を送りこむこととか、国民社会主義勢力の強力な支援の下に内務行政を組織しなおすことなどです。」

ライヒの正当ではない動機をはつきりとさせる文書による証拠として非常に重要なこの書簡は、ライヒ政府の今回の処置が、法律的には裁量権の乱用と称されるようなものであることを、疑う余地のないほどに明確にしていると思われる。この書簡が本物であることについては、グライヘン氏は何ら争われて

おりません。彼は、この数日前ではありますが、この書簡の真实性について個人的に私に確認されました。このような約束が、プロイセンに対するライヒの介入の真の動機であるということについて、もしプロイセンの提訴がただちに認められないものであるとすれば、パーベン氏、ヒトラー氏、グライヒェン氏が召還されるべきであると考えます。もちろん、このことについて、私も私が提出しうる文書や印刷物にされた約束があるなんて言っているわけでもないことも自明のことであるからです。

最後に私が強調しておきたいと思えますのは、非常に興味ある財政上の問題について明らかにしていただけのシュライヒャー・ライヒ国防相の召還を、いまだ私は求めようはしていませんということ。もともと、それが必要であるということになれば、私は、召還を求めたいと思っております。

とりわけ、一定の政治目的のためにライヒ政府によってなされたプロイセン政府に対する、これまで聞いたこともないような名誉毀損や、お世辞を並べながら、ゼーベリング氏の名誉を片づけてしまおうという意図が見え見えのことがらは、この審理から排除されるべきであると考えます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…ところで教授、少し御注意を申しあげたいと思います。あなたは、その論述の冒頭でゴットハイマア局長の個人的なことがらについて語られました。さらにあなたは、その議論を展開される中で、その議論のもっとも重要な部分を聴衆に向けられました。われわれは、議会にいたるのではなく、国事裁判所にいるのだということを是非御忘れにならないようにお願いしたいと思います。議論は、判決を下します方向に、すなわち、国事裁判所に向けられますように是非御考えいただきたいと思います。

ヘラー教授…申しわけございませんでした。ただ一言弁解させていただきます。私がこちらを向いておりましたのは、照明の関係でこちらを向いてしか読みあげることができないためです。それ以外にはまったく他意はありません。ましてや見物人に向かつて喋るなんて毛頭考えておりません。大体議会式の議論など、私はまったく知りませんから。——ゴットハイマア氏の人格について申しあげましたのは、ゴットハイマア氏御自身がブレヒト氏の人格について発言されたからです。(536)

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…そのことは別に気にとめ

てはおりません。さてそれでは、審理を前の方に進めさせていただきますかと思ひます。

カール・シュミット教授…内乱と紛争——決定権はライヒに。さて私は、一九三二年七月二〇日の命令にかかわる出来事の法的な解明のために、周知のこととされている事件の細部について、および、社会民主党の学問的顧問であるヘラー教授の議論のやり方について、教授とは異なるやり方を提出したいと思います。私には、七月に生じ、七月二〇日に表現されているような状況については、二つの要素が区別されるべきであると思われまます。そこには、内乱状況があると同時に、紛争状況がありました。内乱状況というのは、複数の強力に組織された党派が、それぞれ非常に強力的な武器をもって対立している状況で、一種の党派闘争であります。その党派闘争は、それぞれが、相互に相手を不法であるとか、国家に敵対するものであるとか、国民や民族の敵であるとか、罵りあい、法的な権力手段を手に入れると、それを党派闘争の武器として利用しようとする点にこそ本質的に存在します。この場合、ただちに生じる問題は、
「一体いずれの党派が、あるいは、いずれの運動が不法なのか、

ということも、誰が決定するのか」ということです。もちろん、この場合の、誰それが不法であると宣言することとか、誰それを不法として取り扱うということは、刑法上の具体的な構成要件の問題ではありません。私は、プレヒト局長が次のように述べられたことは、正しくもなく、また問題を全面的に尽くすものでもないと思います。すなわち、プレヒト局長は、暴力の行使が行われた場合、それは罰つされなければならぬし、われわれはそれに対する処置をとらねばならない、いずれにせよ、キリスト教的、ドイツ的な暴力の行使というものも、共産主義的な暴力の行使というものもありえない、ただあるのは、罰つされるべき行為であり、それを行った個人のみである、と語られました。誰でもが知つてるように、ある党派、ある運動、ある組織がそれ自体、全体として合法か、不法かは問題ではなく、問題はまったく別のところにあります。すなわち、かかる党派に属するものが国家の官吏でありうるのか、かかる党派や運動に所屬しているか、そこで活動しているとか、そのような信念をもつていふかということが、私企業において解雇の理由となりうるものか、とかいふことこそ問題なのです。さらに

は、非常に大きな実際的影響力をもつような、有効に下されるその他の多くの決定というものが重要なのです。だからこそ、かかるある党派が合法か、不法かという問題は、非常に激しい問題となり、その激しさを見ることによって、ドイツの政治的雰囲気把握されることになるということが理解されるでしょう。ある党派が合法であるか、不法であるかということについて決断を下しうるのは、独立の政府のみです。何故なら、ある党派が自分以外の党派を不法と宣言するということこそ、すなわち、ある党派による国家指導しか存在しないという事態こそ禍の原因なのです。言い換えれば、いかなる党派にも超然として、独立の国家指導を追求しようとする試みを、あらかじめあらゆる手段を使って不可能ならしめ、嘘にしようするような事態が存在するということこそ、あらゆる禍の原因だからです。ライヒ政府が、国民社会主義者たちの運動の取扱について、これまでのやり方を変えようとした時、政府の意図したのは、決して狼と一緒にたて吠えようとしたわけではなく、その運動の勢いを削ごうとしたのです。ライヒ政府にとつて問題であったのは、正しくあること、客観的にあることという実に簡

単にして、より分かりやすいことだったのです。すなわち、数百万のドイツ人によって共感されており、その声を代弁している運動を、共産党と同一視するという無礼な扱いを止めることが問題だったのです。

〈紛争状況——ライヒとラントの決定権〉以上が本件のひとつの側面、すなわち、それが内乱状況です。もちろん、両側から言う必要があります。しかし、それにしても、なおこれ以上詳細に立ち入って語る必要はないと思いますので、ただスローガンのに語れば充分でしょう。(S40)

かかる事態のいまひとつの要素は、通常紛争状況と言われているものです。この場合には、ただしつかり組織された強力な複数の党派が対立しているというだけでは足りません。さらに同時に、ふたつの国家が、すなわち、お互いに相手をできるだけ広い範囲にわたって併合しようとしているふたつの国家、ふたつの国家権力が必要です。これらの国家は、政治を行う権利を、もちろん、政治というその言葉のもっとも広く、集約された意味において政治をなす権利をみずからに要求するものです。プレヒト局長は、ライヒ政府はラント政府とは異なった政

策を追求する当然の権利をもち、ラント政府もまたそれぞれの側において自己の政治的意見をもつ権利をもつ、と言われました。そのような状況において、今申しあげましたようなテーゼをたてますには、私は、七月二〇日に最大の危険があつたのかどうかという問題に関し、それ自体として直接的な重要性をもつものがあると考えております。私は、この事態の法的評価のためのみならず、事実の確定にもとづく事実上の状態の評価にとつても、一体ラントはライヒの政策からどこまで離れた政策をとりうるのかと尋ねてみるのが重要であると思います。この点について、プロイセンは、御自分の(ライヒの政策から)離反した、自分の政策をとる権利を要求されました。ということは、誰が国家の敵であり、誰が不法であり、誰がこのようなやり方で憲法の敵として扱われるべきかということについて、自分自身の考えをもつということです。それこそが、ライヒ政府の政策とは異なつた政策をとることができるという、その主張の本質的な意味なのです。したがって、禁止されたこと以外のすべてが、ラントや個人に対して認められているということが重要なわけではありません。そんなことは、事実としての政

治状況や危機状況に何らかかわりをもつことではありません。政治的な傾向や運動を、それぞれのもっている目的やプログラム、それぞれの強さ、あるいは、それぞれが活動しているその全体状況、そこにおいて可能となるさまざまな連合・提携を無視して、すべて等しなみに一律にとり扱うことは、誤りです。あらゆる政治状況を、すべて同じに扱うのも誤りです。例えば、紛争状況や内乱状況を、正常な平和的な状況と同一視するのは誤りです。また〔ライヒから〕離反する政策をとる権利があると言うのも誤りです。ラントが〔ライヒの政策から〕離反する政策をとる権利をもっていることは自明のことです。しかし、問題は、そこにあるのではなく、今そのようなことをなしようる状況にあるのか否か、すなわち、そのような内乱状況にあるのか否か、またラントは〔ライヒの政策から〕離反する政策をとる権利をどの程度もっているのかということにあります。最後に、あらゆる誤り、欠陥のもっとも根本的な根源は、すべてを同じように取り扱うこと、すなわち、すべてのラントを平等に扱うこと、もっとはつきりと申しあげれば、かかる状況にあるプロイセンを、それ以外の小さいラントと同一に取り扱うこと

にこそあります。本件に関係させて申しあげれば、たとえ小さなラントの場合には我慢されるとしても、だからと言ってプロイセンもまた同じような権利をもつ、すなわち、自分自身の政策を追求する権利をもつと考えることは、まったく不可能ですし、明らかに誤った結論です。私は、ここではただ今朝がたブレヒト局長がみずから発言されたこと、すなわち、プロイセンはフランスと同じくらいの規模をもつ大国であるということ、しかも強力な執行部をもっており、国防軍を除いてはいかなる執行手段をもたないライヒに対抗して、ライヒとは異なる自分自身の政策を追求しうる権利をもつという御発言を、思い起こしながら語っているのです。したがって、ここには衝突があることとなります。それも、当事者がお互いに対立しあっている内乱状況であり、ふたつの国家、ふたつの政府が対立している紛争状況なのです。これは、まさに、スイスにおける分離派戦争直前の状況ですし、アメリカの一八六一年の内乱状況とまったく同じ状況です。かつてプロイセン問題にかかわりをもった人は、かかる紛争が起きるなどという可能性はまったく予想できなかった以前の時代にあつてすら、このようなライヒ

政府とプロイセン政府との張り合う可能性を人念なやり方で避けようとしていました。(S. 12) 多くの識者たちが、プロイセンがただ反対をするだけでも、それはただちに政治的な危機を引き起こし、両者の張り合いや公然たる紛争のもたらす政治的な危機は、ライヒの存続にとつて決して見逃してはならないと強調していました。ライヒの三分の二が、ライヒに対抗して自身自身の政策を追求する権利をもつとみずから要求しているのです。いま現在生じているような危機的な状況において、ラントはそれぞれ自分の政策を追求する権利をもつという人が、一体何を考えてそう言われるのか、私にはまったく理解ができません。むしろ私は、ラントがライヒの政策とは異なった政策をとる権利をもつというのは、内乱状況や、まさにプロイセンの場合には、まったく特別の要件の下にあるものと信じます。かかる状況における紛争を、それぞれの側の人々がそれぞれの政策を追求する権利をもつという言い方で解決しようとするのは、ドイツ・ライヒにとつては、埋葬の鐘の音にも等しいもののように思われます。

局長ブレヒト博士…さてみなさん、ドイツにおいて、一七の

ラントと共に統治を行うということは非常に困難な仕事であるということについては、われわれは完全に一致しようでしょう。しかも、これらの一七のラントが、それぞれライヒ憲法にもとづいて、それぞれの任務の範囲内において、警察権限をも含んでかなり広い範囲において、政治的に相互に異なる意見をもつ権利をもっているのです。さらにまた、この点について、いま変化が、政治的なやり方でか、憲法改正の方法でか、あるいは、合意形成などなどのやり方でもたらされるべきことについても、われわれは今日一致していると思います。しかし、にもかかわらず、ここでは、われわれは、現行法を基礎として論じなければなりません。例えば、われわれは、現行の法状況において一体誰が法的義務を侵したかという問題を提起しえましょう。しかし、それは、以上とは本質的に異なる問題提起なのです。六月や七月の流血の出来事は、プロイセンにおける国民社会主義者の一方的な処遇に端を発した、とライヒ政府の代理人は、主張されました。さらに彼は、共産党は国家に敵対する政党であり、すなわち、国家敵対政党であり、国民社会主義ドイツ労働者党とは大きく異なることは疑う余地もないと付

け加えられました。共産党が国家に敵対的なものであるということは、無数のライヒ裁判所の判決の中でも明白に語られているとも言われました。それはそのとおりです。しかし、このように判定される材料は、一体どこからもつてこられたのでしょうか。プロイセンの内務大臣のゼーベリングやその先任者のグレジンズキーが、共産主義運動内部における反乱罪や共和国保護法に違反するような動きについての材料をライヒ検察庁に提出したのです。エーベルマイヤー前ライヒ検察長官が、このために証人となってくれます。彼は、前に上げましたプロイセンの大臣たちが、ライヒ裁判所における立証の遂行のために非常に強力に応援をしてくれたことを確認してくれました。

国民社会主義者たちについて、少なくとも以前は、ライヒ政府は異なった意見を御もちでした。ある政党が合法であるか、不法であるかという評価について、ただ権威あるもののみが語りうる、したがって、それ以外のいかなるものもそのような評価について語りえない、プロイセンといえども同じである、とシュミット教授は語られました。そう言うことによつて、教授は、ライヒ政府のみに権限があると考えられているのです。そ

れは、不当なことです。それについて決定を下すのは、最終的には裁判所です。しかし、ライヒ裁判所自身において、この三ヶ月の内に見解が変わり、今日またそれが動揺していることについては、今朝がた申しあげました。また私は、突撃隊禁止命令が、ライヒ大統領自身によつて、かかる組織は内乱かと思われるような状態を招来するであろうという根拠によつて基礎づけられていたということについて申しあげました。(S.42)したがって、国民社会主義ドイツ労働者党の突撃隊に対する、この一方的な命令は、ライヒ大統領が、この突撃隊には、それに対する特別な処置をとることを必要とするような特別な構成要件が存在するという意見を御もちのために発布されたと考えることができましよう。

〈国民社会主義者に対する裁判所の判断〉プロイセンは、国民社会主義者の合法性に関して注意深い態度をとりました。その慎重さは、プロイセンが、その命令を「赤色前線兵士同盟」に対する以上には適用しなかつたということにも表現されております。このようなプロイセンの実務は、共産主義者に対する場合と同じように、ライヒ裁判所やそれ以外の上級裁判所の判

決にもとづいております。この問題に今かかるとすれば、その判断のためには、判決の中から重要な部分を引用する必要があります。ありましょう。ライヒ最高裁判所の第四部は、一九三一年二月一〇日に、次のような判決を下しました。

「国民社会主義ドイツ労働者党の指導者アドルフ・ヒトラーが(一九三〇年九月の、ウルムの三人の国防軍将校に対する訴訟において)、自分は厳格に合法的な方法においてのみ自己の目的を追求するつもりであると最終的に言明したことは、もちろん正当なことである。にもかかわらず、当法廷は、国民社会主義ドイツ労働者党が憲法の改正を追求しようとしていることを認定し、国民社会主義的な新聞の多くの論文からただちに推察されるように、この党によつて追求される憲法の改正が暴力によつてのみ実現されるものであり、したがつてこのために多くの大衆がアイデアオロギー的に準備されねばならないという考え方は、国民社会主義ドイツ労働者党の最も中心にあるということを、認定する。したがつて、たとえヒトラーが国民社会主義ドイツ労働者党内の革命的運動を抑圧し、事情によつてはそ

これらの分子を党から排除するとまで考えているとしても、なおそのような革命的運動が、この党内において、党指導者ヒトラーの同意がなく、彼自身の意志に反するとしても、発生するという事態を否定できない。……もちろん、これらの新聞の論文において、武装蜂起という目的は、共產主義のプロパガンダの文書においてなされているように公然となされているわけではない。にもかかわらず、なお次のような明確な表現がなされていることが問題なのである。すなわち、国民社会主義の新聞において考えられている方法というのは、法律の存在を明確に知りつつも、法律の規定をすり抜ける可能性を追求しようとすることであり、しかもその際に法律によつて禁止されている行為を必ずしも放棄することなしにそうしようということである。次のような表現を見る時、このような判断にいたることは必然的と言わざるをえない。すなわち、「何時突撃するのか」——「オーデルからラインまで、蜂起への火花は全体を覆いつくしている。今や指導者が呼び掛けるのを待つのみである。指導者が呼び掛ける時、数百万の大衆が行進するであ

ろう。——そして、かの突撃隊の背後には、工場から大槌を手にした男たちの、ドイツの農場からは大鎌を手にした男たちの行進の靴音が響きわたるであらう。」また同様なことであるが、大衆に対して、革命的な暴力行使のために、つまり、アドルフ・ヒトラーの意味での「第三帝国」の樹立のために、ライヒ憲法を暴力的に変革しようとするために準備させようとする、ただイメージ的ではなく、さらにイデオロギー的に影響を与えようとする表現がある。」したがって、告訴された新聞の論文について、ライヒ最高裁判所は、反乱罪の予備を認定し、さらに続けて次のように述べています。

「反乱罪に充分明確に該当する行為が問題となることについて何ら疑う余地はない。そのような革命を示唆する論文の目的は、その攻撃目標（現存の国家、現存のドイツ・ライヒ憲法）に関して充分明らかであり、その最終目的（国民社会主義者の言う意味での第三帝国の樹立）に関して明確であり、さらにまた時間や場所（ドイツのあらゆる場所における、あらゆる瞬間における騒乱を狙った革命的状况

をできるだけ緊急に引き起こすこと）についてだけでなく、さらに適用されるべき手段（武装蜂起）についても充分に明らかだからである。」(S. 23)

この判決は、それだけが例外的で、特に目につくというわけのものではありません。一九三二年五月五日、一九三二年五月二四日、一九三一年九月三〇日のライヒ最高裁判所の判決は、いずれも上記の判決とほとんど同じことばを述べております。とりわけ興味ある発言が、ブロイセンにとつては非常に重要な、裁判官以外の官吏に対する懲戒裁判所の、一九三一年五月九日の判決に見られます。そこに、次のように述べられています。

「国民社会主義ドイツ労働者党の目的は、現存の国家形態を暴力をもって変革することにある。……ヒトラーのライヒ最高裁判所における発言も、彼が政党指導者として、民族的な「第三帝国」を暴力をもって樹立するという目的を、あらゆる場合に放棄したという具合に受け取らねばならぬというものではない。そう考えないと、何故この政党が、厳格に規律された軍隊的な構成と訓練とをもつ軍事組織をなお維持しているのが理解できなくなろう。むしろその

発言は、ヒトラーが、今や合法的な方法で権力が自分のところに転がり込んできそうだと判断したために、とりあえずは不法な行為を必要としないと判断したということを示しているにすぎない。しかし、もしそのような願望が満た

されなかった場合に、彼がいかなる決断をするかは、まったくわからない。このような関連で、ヒトラーが、一九二三年に当時のバイエルンの内務大臣シュバァイヤーに対して、今後一生の間もうけつてブツチを起こさないという誓いをなし、このことを重々しい儀式でもう一度繰り返しているということを引き合いに出すこともできよう。しかし、彼は、そのすぐ後に、いわゆるヒトラー・ブツチをミュンヘンで引き起こしたのである。……さらにまたヒトラーの発言は、彼自身は暴力による目的追求を行わないとしても、その党内において彼の同意を得ずに、あるいは、彼の意志に反してすら、かかる動きが生じることを排除してはいない。……兵士と同じやり方で訓練されている、軍隊風に厳格に組織された突撃隊や親衛隊を設置しているのは、ただただ一番都合の良い時に攻撃の火蓋を切り、党の

目的を貫徹するための、何時でも使える実行部隊をもつていようとするため以外の何ものでもない。」

その後で、以前の命令に触れ、さらに次のように述べています。

「かかる命令において、突撃隊が、暴力的な蜂起に際しては自由に使える闘争部隊を形成するということを主要目的としているということは、非常に明確に表現されている。

以上のことから、国民社会主義ドイツ労働者党が、暴力的手段を用いて革命を引き起こそうとしていることは証明されたと考えられよう。……ごく最近、政党の目的を合法的なやり方、合法的な方法でのみ追求するという発言がなされた。しかし、そこにあるのは、ただ本当の目的を政党戦術的に隠蔽しようとするにすぎない。非常に多くの事実証拠にもとづいて、今問題となっている時点において、暴力的騒乱が計画されていたという結論が必然的に引き出される。不法への意志は、その前年(一九三〇年)においても、明確に表現されていたのである。」

〈国民社会主義者の無法ぶり〉このような判決は、次のよう

なことを示しています。すなわち、プロイセン政府が、国民社会主義者やこの運動内部の不法な事件に目を向けた時に、決して人々の、理想を追う運動に対して敵対的に対立している政治的なその時々をきまぐれを問題としたわけではないということです。そうではなく、この時には、裁判所や警察において責任をもつ人々の一致した意見であったということ、この判決は示しています。もちろん、この警察は、政府を支持しなければならず、もしそれを怠れば自己の義務をはなだしく損なうことになるのです。さらにもっとも最近のポイトナー判決を契機として出された、国民社会主義者の指導者の発言を引用することができません。その発言は、不法をあえて辞さないという考え方がいかになお深く存在しているかということを明確に示してくれるものです。(S. 45) 一九三二年八月二四日に、パーベン氏について、次のように語ったのは、決して陣笠連ではなく、党指導者アドルフ・ヒトラー自身なのです。

「パーベン氏は、われわれの運動に対して流血法廷を設置することはできません。国民的運動の力は、それがマルクス主義をやつつけるのに応じて、かかる制度によつてますます

す強められよう。このように実に馬鹿馬鹿しい流血判決に關して、われわれにとつては、ただただ唯ひとつの生の内容のみ、すなわち、闘争、そしてまた闘争が存在することとなる。われわれは、「国民的」という概念を、このポイトナー判決が国民的なドイツに対抗して、客観性というものによつて曖昧化されることから解放したいと思う。

パーベン氏は、自己の名を国民的闘争者の血をもつてドイツの歴史に記入したのである。しかし、そこでウヤムヤにされてしまった国家は、もはや将来において、刑罰などによつて宥められることはできないであろう。」

これと同じような表現が、なお沢山あります。例えば、国民社会主義者の著名な指導者でありますゲッペルス博士が、八月二四日の『攻撃』の主論文として書いた「ユダヤ人に責任がある」という論文は、次のように言っています。

「諸君、考えたまえ、そして、決して忘れてはならない、彼らが一四〇〇万人もいるということ、を。今日なお彼らユダヤ人は、ドイツにおいて、われわれの前のこのうのと顔をを出しているのだ。……」

われわれは、ドイツ民族に尋ねる。この判決が、ドイツ民族というその名において出されたものか、と。そして、その間に否と答えるとすれば、まさに今こそ、民族のため、民族の福祉のためと称して、はなはだ高慢にも、法律を要求しようとしている連中や政党を舞台から追い払う時ではないのか。

決して忘れてはならない。われわれは、このようなジャーナリズムによって提灯をもたれている支配を権力の座から追い払う日まで、決して安閑としていられないこと、を。

……ユダヤ人に責任があるのだ。……

刑事法廷がやってくるであろう。……すなわち、国家権力が、民族の憤激に対して、民族の裏切り者を守ってやるというこれまでのとはまったく異なった任務を追求する時がやってくるであろう。

同志諸君、決して忘れるな。そのことを百度も日々繰り返そう。その結果、われわれの深い夢の中でもなお追求できるように。ユダヤ人に責任がある、と。彼らユダヤ人は、彼らに有利な刑事法廷には決して出会うことはないであろう。

う。」

かかる表現を、罪もないものと見逃すことは不可能でしょう。そのような判断は、プロイセン政府だけのものではなく、一九三二年八月二三日以来、すなわち、ライヒ大統領がヒトラーに与えた、闘争において騎士的に行動すべきであるという警告以来、ライヒ政府もまたとつていました。さらにまた、ライヒ首相もまた、ヒトラーと手を結ぶほんの半月前、ドイツ国民の大部分がヒトラーによってまったく無法の地にあるかのように扱われているということに我慢できない、と発言された時にとられていた見解なのです。

〈反論〉このような状況の下では、プロイセン政府が、共産主義者たちばかりではなく、国民社会主義者たちの内にも、犯罪捜査の手を延ばさねばならないと考えていたかどうかという、その政府に帰せられる非難がましい問題は、実はどうでもよいことなのです。ライヒ政府の代理人によって述べられた犯罪やテロ行為の短いリストに、アルトナヤオーラウの事件は確かに含まれています。しかし、そこには、ライヒ・コミッサールの支配下において起きた、それ以後の事件が含まれておりま

せん。例えば、国民社会主義者たちによって企てられた、ライヒ大統領や代議士、その他の市民の暗殺計画を含み、実際に何人かに重傷を負わせ、その内何人かは死亡するにいたった、ケーニヒスベルグにおける八月一日の事件とか、シュレスヴィヒ・ホルスタインの一〇ヶ所で発生した爆弾暗殺事件とか、シュレージエンの事件についてまったく触れられておりません。

(545)

〔反論〕 共産主義運動と国民社会主義運動とを、まったく同じものと考えるところは、全然プロイセン・ラント政府の意見ではありません。それは、ライヒ政府の、プロイセンの大臣たちに対するキヤムペーンにおける実に入りたる表現であるにすぎません。国民社会主義者たちと共産主義者たちとの間に大きな区別があり、またその区別がどこにあるかを、プロイセンの大臣ほどに明確に知ってる人はいないぐらいただと思えます。しかし、その際に発生する暴力行為、つまり、指導者すら認めない行為が起る際に、一体どうやってそのふたつの運動に差を設けるのか、何故流血の行為が行われる際に、国民社会主義者の側にのみ、穏健な取扱いがなされるべきなのか、すな

わち、国民社会主義者たちに対してのみ、何故キリスト教文化の立場から目をつむることができるのか、それは、われわれにはまったく理解できません。

〔反論〕 ゴットハイマア局長は、ライヒ首相とヒトラーとの協約の存在について、ただ一点においてのみ争われました。すなわち、彼は、征服禁止命令を廃止するということについて、両者が一致したということと、突撃隊をもう一度許可するということについて、両者が一致したという二点について争っているわけではありません。そうではなく、彼は、プロイセンを対象とする協約の存在についてのみ争っているのです。しかし、私は、そのようにしてなされた頭ごなしの否認に対して、私が既になしました陳述を今一度申しあげなければならぬことを非常に残念だと思えます。すなわち、それは、プロイセンに対する事件についてなされた発言であり、またプロイセンに国民社会主義者をも含む新しい政府を樹立しようという努力のことです。われわれは、いずれ今一度そのことに立ち帰ることになるでしょう。

〔反論〕 さらにゴットハイマア局長は、私が申しあげました、

次官たちはこの命令の發布以前に何も相談されなかったというのは正しくないと言われました。この点につきまして、このような反論にもかかわらず、次官たちはこのプロイセンに対する行為の、その法的基礎づけについて、あらかじめ同意されていなかったという主張を繰り返さなければならぬことを残念に思います。ライヒ大統領との話あいの場には、三人の次官の内ただのひとりも出席しておりませんでした。もしこの点について、争われるなら、私は、これらの方々を、とりわけ、まず考えられねばならない、マイスナーとツバアイゲルドの御二人の方を証人として喚問しなければならぬでしょう。

〔反論〕さらにアベック氏と共産主義者との会談についての報告がなされた頃には、即座に好機を利用すべきで一刻の猶予もならなかったという主張は、このような関連において考えることができます。内乱の勃発を阻止するために何らかの交渉をするためには、もはや時間がなかったと言われました。しかし、アベック氏と共産主義者との会談は、とっくの前の六月四日に行われたのです。もちろん、そのことについて、争われておりますが。したがって、その会談は、前の月に遡るのです。あな

たが御もちの証言の関与者については、何も語られておりません。ただ、あなたは、デイル氏のことばだけを御もちなのです。私は、このことばについて、その決定的な部分のその信頼性について、既に詳細に申しあげました。しかし、今ここで問題となっているのは、ドイツにおいて公の安全と秩序が危機に瀕していたかどうかではありません。そうではなく、プロイセンの義務違反が存在したのか否かという、極めて限定されたことが問題となっているのです。そして、この問題について、ゴットハイマア局長は、まったく何も言われなかったのです。アベック氏と共産主義者との会談とが、たとえここであなたの言われたとおりに行われたとしても、そのような事実を、ただゼーベリング大臣に、そのことについて報告がなされ、それに対して大臣がどのような反応をされるかということを見る契機にしかならないでしょう。(546)

〔反論〕あなたは、三ヶ月も後の今ごろになって初めて、新しい非難を提出されました。すなわち、六月一日にゼーベリング大臣が選挙キャンペーンにおいて、ライヒ首相とその国民社会主義の協力者とを選挙によって打倒しなければならぬと

いう内容の強い表現をされたという非難を提出されました。私はこの演説を知りません。したがって、そのことについて何ごとか申しあげる可能性をもちません。また私は、あなたがそのようなことを一体どこから仕入れられたのかもまた知りません。しかし、いずれにせよ、この事後的に今ごろ提出されたこの報告は、全体との関連において、まさに些細なことです。私には、それが何か問題になるとはとも考えられません。

〔反論〕 さてその後で、その他の大臣の罷免について語られました。ゴットハイマア局長は、新聞記者会見は正午一二時に行なわれたと言われました。したがって、大臣たちが、午後に行なわれたと言われました。したがって、その理由を知ったというのは正しくないと言われました。しかし、当然のことですが、新聞記者会見に、大臣たちは出席してはおりません。新聞記者会見とは、通常は、ライヒ首相のために、情報局長のところによつて約六〇人ばかりの新聞社の代表が集まって、日常性的におこなわれる会合を指しております。その際には、情報局長か、あるいは、その代理人が、ニュースを披露し、それについての質疑が交換されるものです。今問題となっており、新聞記者会見に、

大臣の代理人が出席をしたいと希望しました。しかし、それは許容されず、彼はもう一度来いと示唆されました。その他の大臣は、その書簡によれば、詳細な理由を前もって知っていたと言われましたが、それは、実に疑わしいことです。大臣たちは、ゼーベリング大臣の解任の後、一一時ごろにみんなゼーベリング大臣の勤務室におり、そこで返答書を審議し、書きあげ、それを送ったのです。したがって、この頃に彼らが、この命令の正確な条文を知ること、午後新聞により報道され、ラジオ演説により補充された理由づけについて知ること、まったくできるわけではないからです。

〔ラント閣議の招請者〕 ゴットハイマア局長が御承認されたことは、われわれにとつて非常に重要なことです。それが完全に事実で即しているということと同時に、それについてもはや争いがないということが重要なことです。ゴットハイマア氏は言われました。その他の大臣たちが罷免されたのは、決して彼らが公の安全と秩序の攪乱に対して責任があるというためではなく、そうではなく、彼らが共同作業を拒否したためである、と。しかし、実際には、既に申しあげましたように、彼らは、共同

作業を拒否するなんて一言も言っておりません。彼らは、ただ資格のない人が「プロイセン・ラント首相」として招請し、開催しようとした会合への参加を拒否しただけです。さてここで私は、誤りを犯したことを自覚したライヒの立場に立って語ってみましょう。その場合には、ライヒ・コミッサールは、大臣たちに、次のように言うべきでしょう。どうも御免なさい。私は、あなた方に誤った肩書で招請をしてしまいました。私は、ラント首相としてではなく、ライヒ・コミッサールとしてみなさんを招請したいと思えます。と。しかし、そのようなことは、なされませんでした。プロイセンの大臣たちは、ライヒ首相に對して、次のように書いて送りました。

「われわれは、ライヒ首相あるいはライヒ・コミッサールとの交渉を、いかなる場合にも拒否しない。われわれは、ただライヒ首相が、招請者として、および、権限遂行における長として、「プロイセン・ラント首相」と称されて招請を行うことを拒否するにすぎない。このことは、一体誰が、プロイセン・ラント憲法により、プロイセン・ラント首相の地位にあるかということについての、われわれの法

解釈から当然に出てくる結論である。このような解釈にもとづけば、われわれをその業務から免職することは、ライヒ憲法そのものにすら違反することである。このことは、これとは異なる問題について、またわれわれとは異なる法的解釈を行うにしても当然言えることである。」(S.47)

次の日にライヒ首相に届けられたこの書簡は、大臣たちがただこの招請が「プロイセン・ラント首相」という肩書においてなされたためにのみ拒否したのであるということについて、なおライヒ首相が疑っていたとしても、事態を完全にはつきりとさせてくれたに違いありません。したがって、今やすぐさま首相は、「おやそうでしたか、私の招請にラント首相ということばがありましたか、それは誤りです」と答えるべきでした。そのようにして、問題は正しいルートに乗せられたにちがいないのです。資格のない人による招請に従わなかったからという理由で、プロイセンのような大国の、六人もの大臣が解職されたというのは、おそらく前代未聞のことでしょう。ましてやそれが正しい法解釈だなんて、真面目に相手にする人などおそらくまったく居ないでしょう。

〔反論〕ゼーベリング大臣に対する非難の中で、さらに新しい非難が付け加えられました。もつとも、一体その正確な内容が何なのかは、誰も言うことができないような非難ですが。彼は、ライヒ・コミッサールの設置されるよりも前に、ライヒ・コミッサールの設置は避けたいということについて、何ごとか語つたらしいのです。そして、彼は、「プロイセン・ラントにライヒ・コミッサールをできるだけ早急に設置するべきです。もはやこれ以上待てないのです。もしそうされなければ、手遅れになってしまいます」と語つたらしいのです。つまり、ここで彼は、プロイセン・ラント内務大臣からライヒ内務大臣になつたらしいのです。したがつて、われわれの議論の事実に関する部分が、そのような課題を果たしうるような平面にまで押し上げられているのでしょうか。しかも、その課題というものは、いかなる良い意志をもつ人ですら果たしえないようなものであるというのです。というよりもむしろ特定の目的をもつライヒ・コミッサールというものについてこそ語るべきでしょうか。例えば、小庭園のためのコミッサールとか、何とか。(大笑い) そのことは、一体どう理解すべきなのでしょう。八人の

プロイセンの大臣たちを罷免したライヒ・コミッサールを、つまり、現実起きたとおりに申しあげれば、自分にとって代わろうとしており、自分の権利をすべて引き渡せと要求しているライヒ・コミッサールを、ゼーベリング大臣がみずから求めたというのです。みなさん、一体こんなことが信じられますか。しかしまあ、ここでは私は、かかることが主張されたということだけを確認しておくに止めたいと思います。

〔ブラウン・ラント首相について〕そして、このようなゼーベリング大臣に関係する新しい主張に、ブラウン・プロイセン・ラント首相がかかわる、さらに新しい主張が付け加えられることになりました。「一体何が問題なのでしょう。——この語り初め、そして、ゴットハイマア局長、あなたは、その内容を語られました——「もちろん、彼にその給料の全額が支払われました。彼は、そのことについて尋ねあわせ、満足されました。」

これについて、私には何もお答えすることがございません。ただ私は、ここに八月二九日に、ブラウン・プロイセン・ラント首相がバード・ガステインから私に書き送られた書簡を

もっております。ブラウン首相は、御自分の唯ひとりの御子息を戦争で亡くされ、御夫人は、今重い病の床にあります。首相は、書かれています。

「私は、今ごろになってようやく、私の官職を剝奪したそのやり方やその根拠づけに対して、怒りの念を感じております。私は、一〇年以上の長きにわたって、ライヒ政府の構成がどうであろうとも、常にライヒの政策を支持してきました。それは、ライヒとラントとの二元論によってライヒの政策を妨害しないようにするためでした。時としては、ライヒ議会において、ライヒの処置に厳しく対立している自分の党の影響力を削ぐことになってもそうしてきました。またそのようなライヒの処置を、ライヒ参事院において、ライヒとラントとの有効な共同作業のために支持してきました。時としては、プロイセンにとつては、ライヒに反対する諸ラントの戦線に加わった方がよりよいような場合にも、ライヒ政府の要望にもとづいて、バイエルンやその他のラントに反対して、ライヒ参事院において、ライヒ政府を助けるように働きました。われわれは、一段高い

ライヒの利益のために活動していたのです。にもかかわらず、ライヒに対する義務を履行しなかったという理由で、いわば盗みをした雇い人のように、二度と家に立ち入ってはならないと申し渡されるように、官職から追い立てられたということには、まことに激しく怒りを感じます。(p. 28)

しかも、そのことが、私が、私の全人格をもって、その人の純粋性と憲法への忠誠とを信じ、その人のライヒ大統領への再選のために努力したために感謝をされた、まさにその人の命令によってなされたということを考えれば、ますます怒りも大きくなります。私の四〇年以上にわたる政治生活の中で、私にはいかなる謝恩ということも無いものと知りました。しかし、それにもかかわらず、ある程度の尊敬の念のないことには、いかなる共同作業もなしうるものではありません。」

私は、ブラウン・ラント首相がこの書簡をここで読みあげることに、はたして同意されるかどうかわかりませんでした。しかし、私は、私の責任において、ゴットハイマア局長の御ことばに返答する代わりにここで読ませていただきました。

ライヒ最高裁判所長官フムケ博士：「プロイセンの大臣たちのライヒ首相への書簡」あなたの御議論に対して、御注意申しあげたいと思います。私は、既に本件にかかわる仮処分 of 審理の時に申しあげましたが、このようにプロイセン・ラント閣議への招請の問題と、プロイセン・ラント大臣の罷免の問題ははたしてどれほどに重大視されるべきものか、疑問に思っております。おそらくそれは、完全には解明できないことではないのでしょうか。プロイセン・ラント政府は、一九三二年七月二〇日に、ライヒ首相に対して、次のように書き送っています。こ

とばどおりに申しあげれば、このようにです。

「プロイセン・ラント政府は、本日七月二〇日に、ライヒ首相官邸において、ヒルトジツファ、ゼーベリンケ、クレッパアの各大臣に対してなされたライヒ政府の処置は、ライヒ憲法を侵害するものであると共に、プロイセン・ラント憲法をも侵害するものであると考える。したがって、プロイセン・ラント政府は、ただちに国事裁判所の判決を求めたいと思う。また同時に当該の処置の効力を失わせるために仮処分を求めたいと思う。」

直接的であるにせよ、間接的であるにせよ、ライヒ憲法の四八条にもとづきつつ、ライヒ・コミッサールによってライヒ憲法一七条が侵害された。例えば、ライヒ憲法の六三条の、ライヒ参事院におけるラントは、ラント政府の構成員によって代表されるという規定が侵害されたのである。その侵害の限りでは、プロイセン・ラント政府は、かかる干渉を不法なものであり、無効なものと思なす。その理由は、ライヒ大統領は、四八条にもとづいたとしてもなお、これらの条文を侵害しえず、逆にこれらの条文に拘束されるものであるというのは、判例においても、学説においても一般に承認されているところだからである。」

その後には次のようなバラグラフがあります。

「したがって、プロイセン・ラント政府は、彼らに対して発せられた、ライヒ首相あるいはライヒ・コミッサールが司会する『ラント政府の閣議』への招請に従うことはできない。何故なら、ラント政府の閣議はプロイセン・ラントの大臣の司会の下においてのみ開会しうるからである。」

純粹に文体的に言って異様な感じがするのは、この最後のバ

ラググラフに含まれている、この結びのことは、二つの理由づけをもっているためです。すなわち、第一には、「したがって」という続き方によつて、以上述べてきたことがすべて含まれたことは疑いありません。と同時に、第二に、「何故ならば」ということばによつて導かれる文章においては、ラント政府の閣議はプロイセン・ラントの大臣の司会によつてのみ開会せらるるといふ根拠づけが言われています。もしそうだとすれば、べつの人による招請が行なわれる場合が、しかもプロイセン・ラントの大臣たちを集め、プロイセン・ラント首相の権限をライヒ首相に移し、プロイセン・ラント内務大臣の権限をブラハト博士に移すことを目的として、そのような招請を行なう場合が考えられるのでしょうか。(549) もしそういう場合には、プロイセン・ラントの大臣たちは、そのような閣議への招請を受け入れるのでしょうか。さらに私には、このプロイセン・ラントの大臣たちが、彼らの解釈によれば形式上正しい閣議への招請があつた場合、それに従うかどうかという問題を提起することもまったく重要とは思えないのですが。もしそのように言うるとすれば、ここでは、より一般的な問題、すなわち、プロ

イセン・ラントに対するライヒ・コミッサールとしてのライヒ首相に、大臣たちは協力しようという意志をもっていたのか、その準備していたのかということこそが問題となりましょう。もしよろしければ、その点について御話し下さい。

局長プレヒト博士…(プロイセンの大臣たちとライヒ首相との共同作業の可能性) 裁判長、明らかにすべき点について御教示いただきありがとうございます。この書簡は、以下のような経緯をへて書かれました。今回の事件に対してどのような立場をとるかにについては、大臣の間で審議されました。それにとづいて、本書簡の最初の二つのパラグラフが書かれました。書簡がその限り固まった段階で、大臣の指示によつて署名をし、この審議に加わつた人たちに、次のことが知らされました。すなわち、上記の招請は受け入れられる可能性がある、ただそのためには、ラント首相という資格でなされた、ライヒ首相による、ラント閣議への招請は、諸般の事情と一致しないために問題にならないというパラグラフが書き加えられねばならない、と。その後にあつても、つまり、あらゆる事態が実にスピーディに進み、告訴が準備され、提起された後においても、なおこの

ようなバラグラフの可能性が追求されました。大臣たちの間で、この書簡が読みあげられた時に、かかる招請がラント政府の閣議にかかわるものだからという理由だけで拒否するということがなお十分に表現されていないという意見が出されました。われわれは、その点についてもつとはっきりとした表現をしたいと思いました。そこで、「ラント政府の閣議」ということは

前と後ろくにコーテーションを、ペンで書き加えることにしました。ライヒ政府が御もちの原文は、このことを確認してくるでしょう。このペンで書き入れられたコーテーションは、このことばがとりわけ強調されるべきものであるということをし、印刷で示されたものよりもはるかに明確に示してくれるでしょう。同じ意味のことを、さらにその後、以下のような今ひとつの文章で表現しようと思いました。「ラント政府の閣議とは、ラント政府内部においてのみみずから開会する会議のことを言う。われわれは、それ以外のものによって招集される閣議というものを知らない。」われわれの書簡の文章としては、すぐ前のものにつづくものですが、次の日の書簡の六頁に、そのことは、もう一度明確に述べられております。それらすべてのこと

は、この両日の内に行われたのです。この書簡は、述べています。

「あなたは、七月二〇日の書簡において、われわれをプロイセン・ラント大臣としての日常業務から解職すると言われました。あなたは、その理由として、われわれが、あなたによりなされたラント政府の閣議への招請に従うことを拒否したことをあげられました。プロイセン・ラント政府が、この発布された非常事態命令その他の合法性について、いかなる立場を一般的にとっているかは、既に御存知のことと思えます。プロイセン・ラント政府は、かかる命令はライヒ憲法の枠を越えるものと考えております。このことは、今回の新しい処置についても適切に当てはまると思えます。」

われわれは、ライヒ首相あるいはライヒ・コミッサールとの交渉を、いかなる場合にも拒否しようとは思いません。等々。以下の部分については、私はもう既に読みあげました。(S.50)

〈共同作業の可能性について〉 以上でもって御質問の一部に

は、御答えてきたと思います。しかし、裁判長、あなたは、さらに次の質問をそれにかかわらせられました。すなわち、大臣たちは、もしライヒ・コミッサールによって共同作業を提案された時、それに同意するであろうか、と。この御質問に対して、私は、あたかも現にあつたことが問題になっている場合のように簡単に御答えることはできません。何故なら、その際に問題となっているのは、まさに実行されなかつたことなのですから。すなわち、言い換えれば、どのようなやり方で、そのような共同作業が行われうるものかというところについての交渉が行われなかつた、ということが問題なのだからです。ライヒ・コミッサールが、その六人の大臣たちに自分との話あいを呼びかけていれば、それは完全に行われたでしょう。そして、ライヒ・コミッサールが、彼らと共同作業のやり方について相談されておれば、彼らは、その法の見解にもかかわらず、積極的にその話あいに参加していたでしょう。もちろん、その場合でも、政治的にそうするのが適当だと思えば、彼らは自分たちの法の見解について、国事裁判所の判断を求めるところはありうるでしょう。ただ、はっきりとしていることは、ライヒ・コミッ

サルとして署名されたり、あるいは、ライヒ・コミッサールによって発行された、その他の大臣に対する招請に対しては、その他の大臣が出席することになるといふことです。注目されるべきことは、七月二〇日の書簡、もつともそれはおそらく二日に初めて投函されたと思われませんが、この書簡に対しては、いかなる接触もなかつたことです。発生した誤解を正すための、いかなる答えもはやなされなかつたのです。ただ大臣の解職という事実だけが残りました。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士・局長、それでは私の質問に対してまったく不十分です。今またあなたが読みあげられた書簡によれば、招請に従うことを拒否されていることについては、まったく疑問はありません。またライヒ首相が、かかる拒否という事実根拠をおかれていることにも、七月二〇日の書簡からする限り、まったく疑問はありません。首相は書いておられます。「あなた方は、私の発したラント政府の閣議への招請に従うことを拒否するということを、本日書簡をもつて報告されましたので、私はここにあなた方を解職いたします」と。さらにまた、プロイセン・ラント大臣たちのこの拒否の書簡に

は、拒否の意志が表れているだけではなく、ラント首相やゼーベリグ大臣にたいする処置に反対するという原則的な態度も表明されていることは疑いのないところだと思います。またライヒ政府が、とりあえずその地位に止まった大臣たちはライヒ政府との共同作業を拒否していると考えていたこともまた間違いないところでしょう。この点については、私は、既に仮処分についての審理の時にも申しあげましたし、また私の記憶が正しければ、本日にも書簡のバラグラフを引用して申しあげました。さて今その法的意義について詳しく申しあげることにはできませんが、ライヒ政府が〔ラント大臣たちの〕招請の拒否のみに注目していたのか、あるいは、〔彼らの〕原則的態度を問題としていたものか、ここには大きな違いがあるようですね。もちろん、この招請の形式について争いはありますが。ところが、あなたが説明されたことでは、このいずれであるかはまったく分からないのですが。

局長ブレヒト博士…なるほど、しかし、一方では、国事裁判所に告訴をなし、自分の法的見解を述べるとしても、それにもかかわらず、他方において、所与の事実の下でなおどこまで共

働することができるかという問題について交渉をすることは可能です。大臣たちは、まさにそうしようとしたのです。彼らがそうしようとはしなかったというのは、何ものにも根拠づけられない、と言いますよりも、それは七月二〇日、より正確には七月二一日の第二の書簡によって明確に反駁される仮定にすぎません。ライヒ首相は、ラジオ演説において、次のように語られました。(のち)「残りのプロイセン・ラントの大臣たちと共同作業を行いたいという私の願望は、私との共同を拒否した大臣たちの書簡によって打ち破られた」と。この発言は、まったく不当です。私は、この不当さをあらゆる明確性をもって述べることができます。私は、第二に、次のことを確定できます。すなわち、プロイセン・ラント首相の肩書で、その他の大臣に対してなされた招請は、彼らが拒否する義務があり、もちろん、拒否するに違いないような招請でした。プロイセン・ラント首相は、この招請を行った、この方ではありません。他の誰でもが、この点については、プロイセン・ラント大臣たちと同じように行動するでしょう。私はこの点について、今朝がたいさかか大胆な例をもって申しあげたつもりです。このような招請の

拒否を理由として、大臣の義務違反を構成しようとするのは、まったく不可能です。それが、われわれの見解です。もちろん、そう言ったからといって、もしなお別の形で招請がなされていれば、おそらく、大臣たちもそれに応じたであろうということも、何らそのことにかかわりなく言いうるところでしょう。したがって、以上のことによつて、誰をも罷免することはできません。また誰の義務違反も存在しないのですから、ライヒ執行の存在する余地はありません。ライヒ執行をなしうるのは、誰かが、四八条の要件の下で、義務違反をすでに優しているという理由のある場合だけです。

しかし、では、ライヒ首相がもつと違った形で招請を行い、大臣たちと共同作業についての交渉を行ったとした場合、どんなことが起きていたでしょうか。もしこのようになった場合、その他の大臣たちは、ライヒ首相がライヒ・コミッサールという資格においてのみ自分たちと共同作業を行うべきで、決してラント政府であるということを主張しないという点について、まず交渉したと、私は推測します。もちろん、この場合にもなお、ライヒ首相は、自分はラント政府を代表するものであると

言われるかも知れません。しかし、その時には、首相は、ラント首相としてそうされるのではなく、ライヒ・コミッサールとしてのみそう言いうるのです。この点については、後にもう一度申しあげます。そのような場合には、実務の実行について、何らかの了解ができあがったかも知れないと思います。

しかし、そのことは、重要な問題ではありません。大臣たちが、実際にはなかつたにもかかわらず、あるいはひよつとしたらありえたかも知れないような交渉において、もちろん、実際にはなかつたことではありますが、特定の見解を表明したかもしれないということは、ライヒ政府によつても絶対に証明できない言い掛りにすぎません。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士：私は今、その他のプロイセン・ラントの大臣たちの側において、ライヒ・コミッサールとの共同作業を拒否したという点に、義務違反が見られるか否かということをもまったく問題としておりません。そうではなく、問題は、事実本来どのように行われたのか、そして、この書簡の交換の正しい見方はどのようなものかということですが、大臣たちにとつてかかる晴天のヘキレキの如きまったく予期して

もいなかったことについて、とにかく早急な対応が要求されていたであろうということだけは、今やはっきりとしてきました。また急いで書かれ、ただちに送られた書簡のことはを、すべてそのままに受け取ることは誤りであろう、ということもはっきりしたと思います。しかし、それ以上に、七月二〇日のこの書簡の中心が、その書き方や、その配列という純粹に外面的にだけ見ても、プロイセンに対してなされた処置を原則的に拒否することにあるのは疑いなしと思われれます。また「したがって」ということばの使い方によつてはつきりとするのですが、招請に対するパラグラフが、かかる原則的な態度に結びついており、それによつて根拠づけられているということも疑う余地がないと思われれます。

局長ブレヒト博士…私は、その書簡の文言に立ち戻つてみようと思ひます。最初のパラグラフと第二のパラグラフとは、まったく異なつた意味をもつています。そのことはまったく明らかなことです。第一のパラグラフは、プロイセンの大臣たちが、ライヒ・コミッサールの設置は憲法の枠を越えるものであると考へたということ、および、それについて、国事裁判所の判断

を求めるといふこと、を述べています。(S. 52) といふことは、国事裁判所の判決が求められているといふことを意味します。

しかし、といふことは、決してその行為が、例えば、存在しないとか、無効と見なされるべきであると主張しようとしてゐるわけではありません。その後の、第二のパラグラフは、二、三の具体的問題を取り出して扱つております。そこで、大臣たちは、この問題について、われわれは、国事裁判所の判決を待つてゐるわけには行かないと言ひ、かかる行為は存在しないものと、すなわち、無効と見なされるべきものであるといふ自分の法的見解を、まさにここで述べております。このことは、まず第一には、大臣たちの法的罷免にかかわります。かかる法的罷免は、彼らからすれば許されぬものと思われたのです。このような法的見解の結論が、大臣たちは、その罷免にもかかわらずその地位にありつづけるというものでした。このような解釈は、今日ではライヒ政府によつても承認されております。今ひとつの留保は、六三条の規定、すなわち、ライヒ参事院において、各ラントはその政府の構成員によつて代表されるといふ規定に対して、起こりうる侵害とかかわります。大臣たちは、

そのような侵害を無効と考えました。

この大臣の罷免が、今日においては、両方の側から存在しなかったことと見なされている限りでは、その最初の部分に關して問題は既に処理されております。第二の部分は、ライヒ參事院の開会が延期されるということにより、今のところ問題となっておりません。したがって、共同作業が、すなわち、ライヒ・コミッサールとその他の大臣との共同作業が可能であるかどうかについての交渉が行われるとすれば、この書簡は、かかる交渉の障害には何らなりません。もちろん、早急に一致を見るところについては、心理的なわだかまりが障害として存在しはしません。しかし、政治家たるものは、非常に速やかに心理的結論を、それが必要とあれば引き出すことができ、決心することができます。交渉が行われるとすれば、かかる交渉が否定的な結果におわるであろうとすることはできないでしょう。この書簡は、最初のふたつのパラグラフにおいてははっきりとしています。さてそれでは、招請の問題に触れましょう。もちろん、その問題そのものは、別の書簡において答えられていることですが、しかし、この書簡もそのことから始めているわけ

です。この問題のために、かかる招請にはその形式のために従いえないというパラグラフが付け加えられています。

この手紙を詳細に検討いたしますと、その第三パラグラフにも、それ以外のふたつのパラグラフのどこにも、実際の共同作業についての交渉を申し込まれた形跡はまったくないことが分かるでしょう。なおそれでも残るかも知れない疑問は、一番新しい書簡によつて明らかにされます。(ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…しかし、その時には既に解任は行われていたね。)もちろん、そうです。そうして、この書簡に対する返事は何もありませんでした。

ゴットハイマア局長…私は、なお二、三の事実に関する補充をしたいと思ひます。プレヒト局長は、ゼーベリング大臣のかかる演説がどこに印刷されているかということ、前に御尋ねになりました。それは、一九三二年七月一五日の『前進』の論文の中にです。私は、見本としてここに用意いたしました。(ヘラー教授…新聞記事というものは、それが筆者その人のことである必要がないということについて、誰でも知っていることではないのですか。)そうではありましようが、私は、『前進』

がゼーベリング大臣の発言について、詳細に報道しているということを確認しておきたいと思います。

〔招請者についてライヒ側の見解〕さてそれでは、われわれには自明と思われる（今までプレヒト局長が論じられていた）問題について、なお二、三のことを申しあげたいと思います。

私は、既に仮処分発行を求める提訴に関して行われました交渉の中で、プロイセン・ラント大臣の代理人のなされた、ラント首相というライヒ・コミッサールの用いた誤った表現についての御議論は、完全に欠陥のあるものだとということを証明したいと思います。(553) あなたは、その招請の際に、ラント首相と署名した人により書簡が出されたと言われました。しかし、その書簡には、私の知る限り署名はありませんでした。その書簡は、形式になかったやり方で、つまり、プロイセン・ラントの大臣たちを招請する時にいつも使われている通常の外見をしていました。そして、権限をもつ長の個所に、ラント首相と個々の大臣が表示されておりました。これは、たとえラント大臣や所管の大臣が不在の場合でもそうであったのです。私は、このことを何度も繰り返し証明いたしました。残念ながらも

たく聞いていただけようです。また七月二〇日の命令の発布より前の時点において、「権限者」の欄に「事務管理を行っているラント首相」などと書かれたことはまったくありません。それは、常に「ラント首相」でした。それは、この場合、単なる指示を、すなわち、プロイセン・ラント政府内部において、いま問題となっている事務をどの権限者が取り扱うかを示すものにすぎません。このような形式的に正しい書簡において、いかなるやり方にせよ、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールによって、すなわち、ライヒ首相によって、「ラント首相」という表示が要求されたことはまったくありません。プロイセン・ラントの大臣たちがブラウン・ラント首相やゼーベリング大臣とは異なり、未だその職務から解任されていないにもかかわらず、七月二〇日午前中に、とりえず彼らと共同作業について会談しようという考えがあったことについては、私はもう既に仮処分の審理の際に申しあげました。〔反論〕プレヒト局長が、プロイセン・ラント政府の代理人が新聞記者会見に参加しようとして許されなかったというのは正しくありません。ヒルシュフェルト部長が、新聞記者会見の間中出席されていまして、

私がそこで行いました説明を御聞きでした。そして私が、その場で、ライヒ首相はライヒ・コミッサールの資格において、その他のプロイセン・ラントの大臣たちと共同作業を行う用意があると説明したのです。(ブレヒト博士：それは間違いです。確かに彼は出席していました。しかし、彼は発言させて欲しいと頼んだのです。ところが彼は許されませんでした。しかもその時は、もう一二時でした。つまりその時には、プロイセンの大臣たちはその手紙を書きあげていたので) いずれにいたしましても、私は、ヒルシュフェルト氏が、この記者会見の後で、それまでの内務大臣のところに出掛け、この記者会見の内容について報告することができたということを確認しておきたいと思ひます。私は、以上の議論を、ブレヒト局長の主張、すなわち、ライヒ首相あるいはライヒ・コミッサールによつて、七月二〇日の夕方に行つたかという理由、どのようないことが起きたのかというやり方などについて、そもそもいかなる説明もなかったという主張に対する反論として、提出しておきたいと思ひます。ライヒ首相は、プロイセン・ラントに対す

るライヒ・コミッサールというその任命された資格において、夕方にラジオ演説の中で、その他の大臣たちと共同作業を行なうという自分の希望は、自分のところに届けられた書簡によつて拒否された、と語られました。私の知るところでは、この書簡は、午前中にライヒ首相の手に届けられたはずで、ライヒ首相は、このラジオ演説の中で、この書簡の内容からする直接的な印象に従つて、もはやこれらの五人(六人?)の大臣たちは共同作業を、すなわち、協力を拒否されたという感情を表現されたのだと思ひます。そして、この七月二〇日の書簡が、ライヒ首相によつて共同作業を拒否したものと受け取られるに違ひないこと、すなわち、この書簡の内容についてそれ以外の解釈が、ライヒ首相にとつてありやうがないということは、まったく疑う余地のないことと思われまふ。その書簡の中で、大臣たちが以上とは異なつたことを考へていたというのは、ライヒ首相やライヒ・コミッサールにとつて考へようもないこと(のいふ)です。その書簡を読まれた方なら誰でも、この五人(六人?)の大臣たちが、ライヒ・コミッサールと共同して働くことを拒否されており、そもそもライヒ・コミッサールの

全存在を否定され、それを憲法違反として、存在してはならないものと考えているという印象しかもてないと思います。このような印象は、さらに午前中にライヒ首相官邸においてかわされた会話を考えますと、ますます強められます。すなわち、ここでは、ゼーベリング、ヒルトジッファ、クレッパアの大臣とライヒ首相とが会談し、一九三二年七月二〇日のライヒ大統領の命令が発せられたことが知らされ、そこでもう既に、ヒルトジッファとクレッパアの大臣は、ゼーベリング大臣と同じ態度をとる、すなわち、ゼーベリング大臣が首相官邸において表明された意見に連帯することを明らかにされました。このようなことがらを全体として観察してみれば、これら五人（六人？）の大臣たちが、ライヒ・コミッサールという資格におけるライヒ首相と共同作業を行うことを拒否すると考える以外の可能性はまったくありませんでした。プレヒト局長は、ライヒ首相がそのラジオ演説の中で、彼ら大臣たちは自分との共同作業を望んでいないと語られたことについて、そうではないのだ、そうではなく、大臣たちは、ライヒ・コミッサールとの共同作業を拒否してただけであり、ライヒ首相とは共同作業をする用意

があったのだ、と語られました。しかし、ライヒ首相がラジオ演説の中で語られた際には、首相が、プロイセン・ラントのために与えられたその資格において働き、その首相に協力することが重要であったことは疑う余地もありません。したがって、以上から、私は、今一度、官職の剝奪がなされた理由についていかなる疑問の余地もないこと、および、かかる官職の剝奪が、大臣たちがライヒ首相の下でその職務に止まるという、残されたただひとつの協力の方法を拒否したために生じたものであることを、ここに確認しておきたいと思います。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…さてわれわれは、この点について、このあたりで終わりにして、次の点に移りたいのですが。この点について、予想外に時間をとったと思いますので。確かにそれが重要な論点であるにしても、それは、結局は、われわれが問題としなければならぬ多くの論点の中のひとつのものなのです。私は、少なくとも今日中には、事実に関する論点は終えたいと希望しておりました。しかし、この私の希望は、もはや虚しいもののように思われます。これ以上、この点にかかりわずらっていますと、われわれは、多くの点の、そ

のすべての側面を徹底して論じるためには、明日の午前中一杯かかるのではないかと恐れております。本筋と異なることが、さまざまに論じられております。とりわけ、ブレヒト局長の議論のなかには、後の展開の中で触れられるべき事実上の経過についての細かいことがらが扱われております。とにかく事実に関する議論を早急に終結したいと強く望みます。もちろん、と同時に、この後の法的问题についての議論に際して、再び事実に関する問題に立ち帰る必要のないようにしておきたいとも思っております。私は、この事件を整理いたしました時に、自分としては、次のように考えておりました。すなわち、とりあえずは、事実上の出来事という、この岩を打つ、おそらくそう言っていると思いますが、陰気な波の動くとおりに従ってわれわれの小さな船の舵をとれば、やがて真理の大海原に到達するためにもよいであろう、と。そうすることが、すべての人々にとってもっとも良く、この事件について、外部にある人がもたれるイメージにとつてすらも良いのではないか、したがってこのプランに従って進行しよう、と考えておりました。したがっていまして、事実について提出されておりますことは、事実の議論の

際にも提出されるべきことであると同時に、この命令の議論にふさわしいことがらが提起されるさいにも扱われるべきでしょう。もちろん、本日においても二、三の新しい論点が提起されました。すなわち、書簡のパラグラフからは読みとれないような論点です。それが非常に大切なことであるというのは、私も認めます。(S. 55) もちろん、今日の審理において、このようになされた書簡の交換によって、本質的に新しい論点が提起されるか否かということは、あらかじめ先走って申しあげることとはできませんが。しかし、それにしても、これほどに議論をつくしてきた後には、今やいくらか論点を限定すべきであると思えます。そして今私が、次のようなことを御尋ねすることを御許しただきたいのですが。すなわち、今日の審理において、これ以上新しい論点が提出されないようですと、書簡のパラグラフの中に含まれています事実資料や書簡の背景として、国事裁判所に提出されました多くのことがらが、今日において、両方の当事者にとつて基礎となるということを議論の出発点にして宜しいかどうかということですか。もしそうできれば、われわれは、多く議論を省略できるでしょう。そのことにより、わ

れわれがなお扱わねばならない多くの材料のために、時間を作
り出すことができるでしょう。

局長ブレヒト博士…当方は、ただいまの申し出に全面的に従
います。ただそれにいたしましたも、二、三の事実につきまし
て、なお訂正をしておくことは避けることができせん。われ
われは、書簡が朗読されたとおりのものであることについて同
意いたします。ただし、今提出された新しい主張に抗弁してお
きませんと、まったくとんでもない結論が引き出されること
になりかねません。したがうしまして、われわれは、なお二、三の
点を提出しなければならぬと思います。その他に、審理の経
過につれて、法的議論の際にも、時として事実根拠づけられ
る必要が出てくると思います。今そのことを先走って申しあげ
れば、われわれは、どうしようもなく支離滅裂な細かいことの
藪の中に迷い込んでしまうに違いありません。しかし、後にな
れば、それらのことも、比較的容易に整理できると思います。
したがうしまして、そのことを御許しいただけるなら、審理の促
進にできるだけ御役にたちたいと存じます。

ゴットハイマア局長…私は、ライヒ政府のためにも、ただ今

の長官の御意見に賛成いたします。ただその新しいと称される
主張がライヒ政府によってのみ提出されているわけではないこ
とは、御配慮願います。ブレヒト局長は、なお特に証明されな
ければならない主張として、関係省の次官が、この七月二〇日
の処置の作成に関してまったく関与していないということを特
別に強調されました。私は、かかる主張を反駁いたしましたし、
現在でもなおこの反駁は正しいものと考えております。しかし
ながら、原則として、私は、この書簡に含まれている事実を確
認されたものとして前提とするという長官の提案に賛成いたし
ます。当方といたしましては、法的議論の進行中に、いづれか
のことがらについて事実関係に立ち帰ることが必要となりまし
た時に、そうすることにまったく異存はございません。このよ
うなことがらにつきまして、私どもの側には、この審理に面倒
なことをいささかも持ち込もうとは考えておりません。

トリール・ライヒ最高裁判所陪席裁判官…ゴットハイマア
局長に少し疑問があります。それは、今日の御議論に、書簡の
内容と少しずれているように思われる点があることです。もし
私がああなたの議論を正しく理解しているとしますと、あなたは、

グレジンスキー・ベルリン警察長官によって、共産主義団体に對して広範に武器携帯許可証が発行されたと言われました。訴訟答弁書では、注目すべきほどの数の武器携帯許可証が発行されたと言われました。なるほど訴訟答弁書には、注目すべきほどの数の武器携帯許可証の発行された一連の団体の名前があげられていました。しかし、そこには、共産主義の団体ではなく、「国旗団」のような組織や社会民主主義的な労働組合などの組織があげられていました。ところが、本日は、非常に多くの数のドイツ共産党の支持者に武器携帯許可証が与えられた、と言われました。(555) 例えば、共産主義的な団体もまた武器携帯許可証が与えられたというような主張を、事後的に補充される御つもりなのでしょうか。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…書簡の中では、共産主義のスポーツ団体についても触れられていますね。そのことでしょうか(ゴットハイマア局長…そのとおりです)。

教授ペーター博士…(共同作業について)まず最初に、既に言及されました論点について説明をさせていただきたいと思えます。私は、七月二〇日の夕方に、ヒルトジッファ大臣と、

まさにライヒ・コミッサールとの共同作業を拒否するという問題について話ありました。その時に、ヒルトジッファ大臣が、閣議への招請を拒否したのは、ただその招請がラント首相によって発せられたものでなく、ラント首相とみずから称される人によって発せられたことにのみとづくという解釈を、彼がもっていたということについて、私が強い印象を受けたことを申しあげておきたいと思えます。われわれは、当然のことではありますが、ライヒ・コミッサールの行為の法的効力について語りました。その時に彼は、私に、ライヒ・コミッサールと交渉をもつという意味での共同作業に何も反対すべきことはない、と言いました。もし彼が、首相代理として、ライヒ・コミッサールと何らかの交渉をすることをあらかじめ一切拒否していたのだとすれば、それは注目すべきことでしよう。その、ありもしなかった交渉の際にいったい何が問題となったであろうかということは、もちろん、われわれは知ることはできません。しかし、だからと言ってその知らないことを、この訴訟の基礎にすることはできないでしょう。

次に第二の注意を申しあげます。シュタイガー農業相も、そ

の職務から解任されました。ところが、その時、彼は、ベルリンには居ませんでした。したがって、彼は、かかる招請を受け取ることがまったくできなかったのにです。

（シユミットへの反駁——議論の仕方について）さらに、カール・シユミット教授が論ぜられました二、三の点について触れたいと思います。教授は、今ここにふたつの国家権力が、すなわち、ライヒ権力とプロイセン・ラント権力が相互に対立しているということから出発されました。そして、教授は、何が正しいか、誰が合法的であるか、誰が不法であるか等々について決定できるのは、ライヒ権力のみであると論じられました。

もちろん、これから作ろうとする法律案につきましては *lege ferenda*、すなわち、そもそも本質的に政治的な性格をもつ問題については、すべてライヒが決定を下すのが合目的であるという立場をとることは自由でしょう。しかし、このような規定は、どこにも存在しません。このようなことについては、既にライヒ憲法の実定法が存在するのです。したがって、われわれは、この規定にもとづいて議論をしなければならぬのです。ライヒ憲法は、このことについて、シユミット教授とは異

なつた方法を規定しています。はつきりとしているわけではありませんが、まずとりあえずは交渉という方法を規定しております。ライヒ首相が大臣たちを罷免したまさにその同じ会談において、ライヒがどのような政治目的をもち、そのライヒの政治目的をプロイセン・ラント政府が追求している政治目的とどうすれば一致させるものかについて、何故話合いが行われなかったのかという理由については、これまでまったく説明されておられません。この交渉という方法こそは、疑いもなく多くの点において平和的な解決にいたりうる方法なのです。その場合でも、さらになお国事裁判所に、何が合法で、何が不法かについて判定してもらうために提訴する可能性を残っています。ですから、執行は究極の手段 *ultima ratio* なのです。

またライヒは、何が正しく、何が正しくないかについて決断を下しうる独立の政府である、と言われました。しかし第一次的には、ライヒは独立の政府であるよりも、ライヒ憲法によれば、議院内閣制の政府なのです。時として、議会の言うとおりにはしないことも、もちろん、ありえましよう。しかし、だからと言って、その場合に、「政府が「独立の政府」であると言うこ

とはできません。(557) 独立の政府、と言うよりも議会に依存しない政府と言った方がよいと思いますが、いずれにせよそのようなものは、ライヒ憲法に違反するものです。

またわれわれは、今朝がた、ライヒ政府は、諸ラントの政治的意見や態度にどこまで干渉する権利をもつのか、そしてそのための手段としては何があるのかということについて語られるのを聞きました。

〈シュミットの議論の仕方〉さてそれでは、私は、この関連において、今ひとつの論点に触れたいと思います。私の考えでは、これ以後の審理の展開にとつて非常に重要であり、しかもできるだけ早い時点で明確にしておかねばならないと思われる論点です。それは、本質的には、プロイセンの立場が維持できないということを明らかにしようとする人々の方法にかかわります。このために、私は、カール・シュミット教授が、本日この法廷において明らかにされ、『ドイツ法曹家新聞』の最近の論文や、その著者『合法性と正当性』、あるいは、その他の場所ですべて述べられている、いくつかの議論を確認しておく必要があります。それは、国事裁判所が、時には出会うかもしれないよ

うな危険性を含む問題です。その議論は、法的なるものにも、事実的なるものにも共通にかかります。私の見るところでは、二つの異なった論点が問題となります。カール・シュミット教授は、事実の世界から概念の特色づけをされ、それを一定の価値判断に組み入れられ、この価値判断にもとづいて法的要求を提出されるといふ誤りを、よく犯されます。われわれは、その典型的な例を、「内乱状態」と、ふたつの政府の間に存在する「紛争」といふ概念に見出します。事態をより詳細に明らかにすることができるとために、さらには、本件のような法的な争いにおいて、このようなやり方でこれまでにやられてきた、その他の結論をもっと詳細に評価するために、今しばらく御耳を御貸しただきたいと思えます。今ここで、カール・シュミット氏の理論を具体的に検討することが問題であるわけではありません。もちろん、彼の理論におけるさまざまな矛盾を具体的にあげつらうことも、またしようとしているわけではありません。私は、ただ疑いもなくこの審理において、大きな役割を果たすであろうと思われ、また果たすに違いない、ただひとつの論点についてのみ申しあげたいのです。一方の側では、ライヒ大統

領という制度は、憲法によれば、中立的権力をもつものとして考えられております。これに対し、シュミットは、ライヒ大統領に独裁権を与えております。そのために、彼によれば、大統領は、憲法の番人として、憲法の一部を失効させる権力、とりわけ、憲法を「破棄する」権力を与えられるのです。

しかし、私の見るところでは、カール・シュミット教授が、一九三二年の『ドイツ法曹家新聞』の第一号に掲載された論文に非常に明確な形で表現された言い方は、完全に誤りを含んでいます。そこでは、国法のための原則として、精神にもとづく解釈と、状況に合致した解釈が主張されております。そして、これこそは、私の見るところでは、本法廷において問題としなければならぬ決定的なポイントです。もし「状況に合致した国法解釈」なるものから出発するとすれば、それは、国法の危機を意味するでしょう。もしそういう解釈から出発するならば、ほんの数年前まで国際法がもっていたような地位を国法に与えることになるでしょう。ヘッケル教授は、国事裁判所の構成員にも送られていると思います論文の中で、独裁をめぐる争いにおいて唯ひとつの敗者は国法である、と書いております。教授

は、ただ今申しあげたような方法によれば、そもそも国法というものがすべて不条理になつてしまふということを明確に表現されようとしたのです。法の二つの重要な機能を、すなわち、法の基礎的な機能をあらかじめ無視するとすれば、国法など、いやそもそも法そのものについて考えることなぞできないでしょう。(S58) すなわち、そのひとつは、行為の予見可能性、すなわち、同一性です。普通の言いかたをすれば、法秩序にかかわる人は、誰でもどういふことがなされるかについて知りうるということなのです。第二の機能というのは、強い者、それが政治的に強いのであれ、経済的に強いのであれ、強い者に対して弱い者を保護するということです。このような二つの原則を無くしてしまえば、その時には、そもそも法秩序そのものが無くなつてしまふのです。

さて法規範というものは、正常な状況のために作られているわけではありません。少なくとも第一次的には、どのように行動するべきかが自明であるような、すなわち、人が現在やるとおりに行動することが、個人個人のもつ国民感情あるいは法感情に合致するような正常な状況のために作られているわけではあ

りません。そうではなく、法規範というものは、まさに面倒なことが生じている場合のために存在するのですし、そういう場合に法を適用することが重要なのですし、そういう場合に勝利をえさせることが重要なのです。もちろん、このように言うことは、カール・シュミット氏が、その著書『合法性と正当性』の七二頁で、述べている彼の考え方とはまったく違います。

一面においては、カール・シュミット教授は、憲法の政治的決断に異常にこだわり、その種のもものは、七六条の方法では改正できないとすら言われます。ところが、四八条については、突然、状況に合致した解釈によってほとんどあらゆることが可能となるのです。そのような場合、成文憲法をそもそも認めることに一体どんな意味があるのかが、理解できなくなるでしょう。ライヒ憲法を「状況に合致するように」解釈すること、憲法をその「精神にもとづいて」解釈することは、矛盾します。

〈法治国家と独裁〉しかし、さらにいまひとつ別の論点があります。ライヒ憲法は、その本質全体からして、法治国家思想にもとづいています。このことについては、最近においては、

あらゆる方面において承認されています。ライヒ憲法は、ほとんど他に例を見ないぐらいだけ純粹に法治国家思想を促進したいと思っています。したがって、ライヒ憲法は、純粹な独裁とか、政治的権力国家思想を自覚的に否定しています。したがって、一九条のような規定、すなわち、政治的権力ファクターの闘争において調整ファクターとしての国事裁判所の設置は、それによって政治的行動の効果を予測することを可能とします。もちろん、その場合、政治的に弱い者が、あつさりと政治的に強い者に服従せざるをえないようにならないようにします。

さてカール・シュミット教授は、自分の論理に忠実に、その『憲法の番人』で述べた見解に従って、国事裁判所という制度の合目的性をも否定されています。これから作ろうとする法律案については、良いとも良くないとも言ふことはできるでしょう。しかし、われわれは今こゝ国事裁判所に居るので、国事裁判所は、憲法を実定法的に規定されているとおりに解釈すべき課題をもっております。したがって、かかる法治国家思想に合致することだけが可能であり、それに反対の理念をもち

だすことはできません。

もちろん、反対側の陣営においても、ライヒ憲法が原則的に法治国家思想の立場に立っていることは認められています。しかし、その承認は、どちらかと言えば、できるだけはつきりとその思想を無視するためのようです。反対の陣営は、事実上のあらゆる困難をあげて、自分の側に有利にしようとしたことは、既に仮処分の審理の時に明らかでした。その時には、ワイマールにおいて確定され、一定の慣習法的变化を被つてはいはしません、なお今日においても、われわれの議論の根底におかれるべき法秩序の代わりに、事実的なものが、状況に合致する憲法解釈の助けをえながら、その議論の根底におかれていました。

(559)

〈多元的政党国家〉さてそれでは第二のことに移りましょう。カール・シュミット教授の理論は、人々がこれまで充分に考えてきた概念に、初めて聞くような意味を読み込まれることによって作られています。一九三二年の『ドイツ法曹家新聞』の九五三頁に掲載された本件の法的紛争の取扱いは、その典型のように思われます。そこで、シュミット教授は、本件の法的

紛争においては、本当は一方の側にはライヒと国家とがあり、他方の側には政党と党派とがいる、という実に大胆な結論を引き出されております。そのような議論によれば、この紛争が、プロイセン・ラントが本来の国家であるかどうかということをめぐるものである、と言うよりは、そもそもラントが本来の国家であるかどうかということをめぐるものである、ということがまじめに相手にされないことになるでしょう。しかし、そうではないということは、まさにこの同じ訴訟に、バイエルンとバーデンの告訴も併合されているということが証明してくれています。したがって、この紛争は、本当は政党や党派に対する国家の争いであるとは決して言うことはできないはずで、カール・シュミット教授は、このような結論を、彼によって特色づけられた「多元的政党国家」という概念から導き出されています。そこでは、国家は、第一次的には、利益団体と政党の道具として観念されています。多くの政治的努力が、現在われわれの経済的、文化的、社会的生活に見られると同じように、当然のことながら政治的に党派を形成して自己を主張しようとしています。このようにして、結局は、ただひとつの意見のみが存

在するわけではありませんから、まさに今日われわれの見るような、あるいは、それに似たような形で政党が組織されるしかないのですから、政党という形で努力することになります。しかし、ここで忘れてはならないことは、政党というのは、今日存在する社会的手段だということです。その手段によって、国民内部から出てくるさまざまな創造的な勢力、もちろん、同時に破壊的な勢力もトップにまでそれぞれの意見を伝えることができるものなのです。もちろん、自分にとっては、今あるのとは異なる国家が理想的な国家であると語ることはできません。すべての人々が、同じような意見をもつような国家がもつとも理想的な国家である、と語ることもできません。おそらくそれが、国民社会主義者たちの追求するものでしょう。そのことは、彼らが、すべてのドイツ人が国民社会主義者となる日のくることを語り、そうなれば、もはやその運動は、政党を必要としないという立場をとっているところに表現されています。人々を一致団結させることを断念し、ひとつの団体の意志であるにせよ、あるいは、ただひとり人の意志であるにせよ、いずれにせよただひとつの意志によって支配されるべきで

ある、と語ることも、もちろんできるでしょう。しかし、その場合でも、常に、ワイマール憲法が、以上のようなことはまったく予定して、ワイマール憲法が以上のようなこととはまったく異なる国家形成力を予定していることから、われわれの議論は出発しなければなりません。もちろん、多元的政党国家という制度が拒否されるべき制度である、と語ることなど簡単なことでしょう。しかし、そのような議論から、本件訴訟のための結論を引き出そうとするのは、誤りです。このような解釈は、政党というものが、国家において、統治に国民が関与するための、憲法によって必要とされたファクターであるということをもあつさり誤解しています。「多元的政党国家」という概念から国家権力の崩壊を結論することは、循環論法に陥ることにはできません。そのような事実から概念を形成することにより、すなわち、ものごとの位置をずらせることにより正しい結論にいたろうとすることはできません。

〈シュミットの方法〉カール・シュミット教授は、このような解釈によって、最終的には、これから作ろうとする法律案は同時にできあがった法律 *lex lata* であるというテーゼを擁護さ

れようとするのです。そして、おそらくは、教授御自身は、このような案を一度も追求しようとしたことはないのでしょうか、それにしてもいつでも追求されねばならないものではあるのです。このためにも、『合法性と正当性』の著作の中で、このような法治国家のためにならないことなら、すなわち、私が弁護いたしました政党のためにならないことなら、何でも読み込むことが可能となるような用語が使われています。(S9) まず最初に、立法国家というものは、そもそもその実際において、貫徹することができないような国家であるということが述べられます。とりわけ、ワイマール憲法は、立法国家を徹底的に貫徹しては居ないということが、欠陥として明らかにされます。その理由は、もちろん、この憲法が、カール・シュミット教授の規定するようなやり方で、彼の「立法国家」の概念に添って、規定の配列を行っていないからです。このようにして、やおらワイマール憲法が、とりわけ、その憲法に基礎を置く制度全体が崩壊するであろう、と結論づけられます。実際には、いずれの場合にも、ただシュミット氏によつて作りあげられた概念が矛盾しており、欠陥があるというにすぎないのですが。

したがって結論的にまとめあげますと、ここには部分的に、われわれが原則的に拒否しなければならぬ概念の中に、事実的なものが表現されており、組み込まれているということについて、この一般論的部分において明確にしておくことが必要であると思います。後に、このことから法的に引き出してきた結論について、それがまったく適用できない結論であることが、明らかとされるでしょう。以上、われわれは、かかる方法が、今われわれがこの法廷において解釈すべき現行法の立場からして、正しくない結論にいたるが故に拒否されるべきものと考えます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…ただいまの御議論が事実に関するものかどうかには、いささか問題もありません。(ペーターズ教授…カール・シュミット教授も、前に同様な議論をなさいました。)ではありますが、それはそれとして、私としては、先ほど申しあげた、われわれが確認すべき問題に戻っていただきたいと思えます。もちろん、今日においても、既に、ある種の一般的な、それに国法的な考察がかかわりをもつてくるということは自明のことであるということは一応理

解しております。またこのような審理においては、今日国法に
 関して見出される大きな対立に関連して、教授諸氏の意見が相
 互に非常に異なっているのも当然のことである、ということに
 ついても理解しているつもりです。それでもなお私としてはお
 願いしなければならぬのですが、どうかこのような問題につ
 いて、お互いに相手を説得しようとはなさらないで下さい。(大
 笑い)それは、間違いなく不可能なことです。またこのよ
 うな問題についての皆さんの基本的態度にかかわることについ
 ては、国事裁判所の構成員にとって充分な程度の短かさにつめ
 ていただきたいと思います。

さてそれでは、この一番一般的な部分にお付け加えるもの
 があるかという問題にもどるべきと考えます。その後で、七月
 二〇日以後にどのような事実があったのかという問題に移りた
 いと思います。もちろん、このような事実は国事裁判所にとっ
 ては、次の二つの観点の下においてのみ関心があるにすぎませ
 ん。そのひとつは、両方の当事者の解釈によれば、今問題となっ
 ている命令にとって、この以後の事実が重要性をもつ限りでの
 ことです。今ひとつは、現在の提訴において明確に攻撃されて

いる処置の枠内に、この以後の事実が入る限りでのことです。
 このような限定の下で、七月二〇日以後に何が起きたのかとい
 うことを扱うようお願いしたいと思います。いずれにせよ、わ
 れわれの関心は常に七月二〇日以前とその日にあるのですか
 ら。

局長ヴァド博士…ヘーベリングがコミッサール設置にあら
 じめ同意していたということについて意見書 私は、長官の
 御希望に添って手短かにただひとつの事実についての意見を申
 しあげたいと思います。今日まったく新しく討論に持ち出され、
 おそらくは一番センセーショナルで、実に驚くべき主張を問題
 といたします。それは、ゼーベリング大臣が本年の六月に御自
 分でライヒ・コミッサールを希望され、賛成され、その設置を
 「できる限り早急に」求められたという具体的な主張のことで
 す。この主張は、二つの観点から重要です。ひとつは、政治的
 な観点です。すなわち、ゼーベリングが、六月に事態は危険な
 ものであると、ライヒ政府と同じように判断したということだ
 す。(のの)今ひとつは、法的観点です。すなわち、この場合
 には、「欲する者に損害あたえられず *volenti non fit injuria*」

の原則があてはまりません。つまり、国法を侵すように求めた者に国法を侵したという不法を主張する資格はないということですから。

ところで、私は、このような主張に対して、文書によって反対証明ができるという実に幸運な地位にあります。私の手元に、ゼーベリング大臣が、今そういうことを述べたとされるまさにその時に、御自分で書かれた意見書があります。この意見書には、一九三二年六月六日という日付と内務省文書IのCの三七一という文書番号が入っております。それが書かれた経過は、次のようなものでした。パーベン政府は、六月一日にその職務につきました。それと同時に、二、三の新聞に、パーベン政府は、プロイセンとの同質化 *Homogenität* を行うために、ライヒ・コミッサールを設置しようとしているという報道がなされました。六月二日には、このような風評が私の耳に入ってきましたので、私は、六月三日のラント省内会議において、非常に広範な授権をもつライヒ・コミッサールの設置がライヒ憲法と一致するというような理論的な推論をするだけでも、そのことから、どれほどの危険が生じうるかについて、私の省の大臣に注意い

たしました。その時、さらに、私は、今すぐにも国事裁判所に提訴しよう主張いたしました。というのも、ライヒ政府の否認にもかかわらず、そのような噂が世間に広まっているとすれば、そこにはプロイセンの権利保護の法益があるからです。したがって、事実がなお起きていないとしても、いまだライヒ大統領の署名のある命令が何ら発布されていないとしても、国事裁判所が判決を下すことは簡単なことだからです。

このよう発言にもとづいて、ゼーベリング大臣は、六月六日に意見書を作りました。その意見書は、次のように始まっています。

「六月三日のラント省内会議において提案されたことにもとづいて、私は、プロイセンに対してライヒ・コミッサールを設置するということが憲法上許されるかどうかという問題について、次のような意見をもつものである。すなわち、

ライヒ・コミッサールの設置は、ライヒ憲法の四八条一項または二項にもとづいてのみ理由づけられる。しかし、プロイセンは、ライヒ憲法およびライヒ法律によって与え

られた義務を履行していないとは何ら言えないような状況にあるのであるから、一項を適用する条件は明らかに存在しない。……」

さらにその後に、四八条二項を適用する条件もまた存在しないことが、詳細に証明されています。そして、この意見書は、次のように締め括られています。

「したがって、ライヒ政府によるライヒ・コミッサールの設置は、憲法に違反するものである。その設置は、いかなる状況下においても容易ならぬ結果を引き起こすであろう。まず最初にすべてのラントにおいて、強い反発を引き起こすであろう。たとえ具体的には、そのラントがプロイセンに反対していたとしても、そのような反応が起きよう。何故なら、現在あるひとつのラントに対してなされる処置をすんなりと認めると、やがてそのことを根拠として、自分自身に対しても同じような干渉をしてくる危険性を、そのような処置はもつものであることを、どのラントもよく理解しているからである。

さらにライヒは、プロイセンを支配するためにライヒ・

コミッサールを設置するということが、外国に対して、ドイツ・ライヒには未だかなりの混乱があり、どうもよくない状況があるという印象を与え、それがために援助をするという意志を衰えさせることになりかねないということをも考えるべきである。

署名 ゼーベリング

さてそこで御尋ねしたいのですが、このように、かかる授權をもつライヒ・コミッサールの設置は憲法違反であるということとをこれほどに明確に表明していたゼーベリング内務大臣その人が、同時に、ライヒ・コミッサールは許されるだけではなく、望ましいものでもあるという意見を、どうやって表明できるのでしょうか。(S. 22) しかも、この意見書は、ただ国内政治についてだけではなく、かかる処置が引き起こしうる国際的反響にまで注目しているのです。以上したがって、反対側から提出された主張は、まったく新しく、しかも明白であるとされましたが、まったく正しいものではないということは、いささかの疑いをさしはさむ余地もありません。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…何かおっしゃることがこ

ございますか、ゴットハイマア局長。

ゴットハイマア局長…私は、ヴァド局長の証明に対して、お自分の主張を維持いたします。私は、ヴァド局長がいかなることがらに関連すると言われているのかわかりません。ただ分かるのは、手紙として準備されたものがあるということ、しかもその手紙は、出されるべきではありましたが、結局は出されなかったということだけです。(ヴァド博士…いや、そうではありません。意見書が作られ、それは、六月七日あるいは八日にラント首相とすべてのラント大臣とに送られたのです。私は、その意見書を提出することもできます。)さらに、このような内務省内部におけることからは、外部に対してなされた表明に比べれば、絶対的な信頼性をおくことはできないと思います。もちろん、われわれには、意見と実際とがこのようにズレることがしばしばあります。それにつきましては、ゼーベリング大臣について、なお次に別の事例をあげたいと思います。彼は、七月二〇日に、力づくでのみ自分を免職しようと述べておきながら、その後には、コミッサール政府とその力の使用の程度について意見の一致を見ているのです。——これもまた、似たよ

うな状況を明らかにしてくれる事件です。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…局長、お尋ねしますが、そのような表明は、誰に対して、何時、何処で行われたものですか。

ゴットハイマア局長…そのことは既に申しあげましたが、ライヒ内務大臣フライヘル・ゲール氏に対してです。おそらく六月の中旬だったと思います。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…さらにお尋ねしますが、それは、別のことがらについての会談だったのですか、あるいは、まさにこの問題についての会談だったのですか。またそれは公式の会談だったのですか。

ゴットハイマア局長…私は、それは公式の会談であったと解しております。もともとこの会談の際に、その他の公式のことがらが取り扱われたかどうかは、私の知る限りではありません。

局長ブレヒト博士…(何についてのコミッサールか) 裁判長、われわれは、明日すぐにでも、ゼーベリング大臣とフライヘル・ゲール・ライヒ大臣とを呼び、宣誓を求めた上で、本件につい

て供述させることもできるでしょう。そうすれば、ドイツ・ライヒとドイツの最大のラントとの関係において、かかる主張がどのようなやり方でなされたものか、即座に確定することもできるでしょう。われわれにとつてそうすることに非常な利益があると思われませんが、訴訟審理を促進するために、とりあえずライヒ政府の代理人にひとつの疑問を提出したいと思えます。もつとも、裁判長、あなたが正しいと思われれば、裁判長御自身がその質問をしていただきたいのですが。すなわち、ゼーベリング大臣の発言が、この、今問題となっているようなライヒ・コミッサールにかかわるものだったと、ライヒ政府の代理人は御考えなのでしょうか。私には、そのことは正確には表現できません。(S63) この前、私は、そのことについて、小庭園のためのライヒ・コミッサールなどという冗談を申しあげました。ただそのことで、私は、さまざまのことがらに関するライヒ・コミッサールというものがあろうと申しあげたかかったのです。もちろん、沢山のライヒ・コミッサールがあります。例えば、銀行についてのライヒ・コミッサール、輸出や輸入の承諾に関するライヒ・コミッサール、外国為替管理に

関するライヒ・コミッサールなどです。ですから、確かにある種の特定の任務に関するライヒ・コミッサールの設置についての会話が交わされたということもありえます。しかし、今問題なのは、プロイセン・ラントの大臣を罷免し、ライヒ参事院に關与し、プロイセン・ラントにおける官吏を罷免するなどの権能をもつライヒ・コミッサールについて話あわれたと主張されているのかどうかにあります。当然、この疑問は、むしろライヒ政府の代理人に向けられると思えます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…さてみなさん、国事裁判所というものは、私がまったく予想できもしないような証拠が提出されやすいものだということは、非常なものです。それはともかくとして、そのような会談を証明し、その正しい核心を明らかにすることは極めて困難であろうと思われまます。それにしてももう既に、今まさに問題となっている時点において、四八条のみにもとづいて、ライヒにおける国家権力とプロイセンにおける国家権力とを併合することが、国家的に必要であったのかどうかということにつき、かなりの数の、真面目な人々が疑問をもっていたということは、私にもよく理解できました。

そしてまたそのことを、警察目的のために、すなわち、平穩、安全、秩序のために、ライヒ・コミッサールが、プロイセンのために、というよりもむしろ全ライヒのために機能するべきであるという風に考えられていたと言つてもかまわないと思われまゝ。私にはこのような可能性もあると考えられます。またそう考へる限りでは、ゴットハイマア局長の論述とも一致することができまゝるので、私としては、この点を全面的に詳細に議論する利益はほとんどないと思ひます。問題は、その予想される答へからいたしますと、ライヒ内務大臣とプロイセン・ラント内務大臣との間で、六月の初め〔中旬?〕に、どのような性格とどのような範圍をもつライヒ・コミッサールの問題が論じられたかにあります。それは、後に七月二〇日の命令に見られたようなものでしょうか。

ゴットハイマア局長…そのことについては、私は何も詳しくお話できません。ただし、政治的なライヒ・コミッサールの設置が問題となつたことは疑ひないと思ひます。その会談で、七月二〇日のライヒ大統領の命令でとられたような処置の具体的な内容についてまで話されたわけではないということは、誰

でも考へるところだろうと思われまゝ。

ヘラー教授…この問題を、どうでもよいもののように取り扱わないでいただきたいと思ひます。大体、何故このような経過がこれまでライヒ政府の文書において何ら扱われていないのでしょうか、その理由をお尋ねたいと思ひます。さらには、もっと重要で、驚くしかないような第二のポイントもあげられるでしょう。それは、ゼーベリング大臣が、このようなライヒ執行を要求され、希望され、ついには自分自身に対して暴力を行使するように求めたということです。まったく注目し得る脈絡ではありませんか。ところで本當にゼーベリング大臣が、このようなライヒ執行を求めたとするなら、何故、あの有名な中尉が二人の部下を連れて彼に向かわねばならなかつたのでしょうか。また何故、このような合意が彼となされなかつたのでしょうか。実にそれは、グロテスクとも言える矛盾です。それにもかかわらず、裁判長は、ゼーベリング大臣がそのような意見を示唆した可能性もありうると言われました。(S. 94)だとすれば、このことを明らかにすることは、国事裁判所の判決にとつて非常に重大な意義をもつでしょう。もちろん、実際には、このよ

うなことは、まったくありえないことですが。もしそのような態度をゼーベリングがとつたとすれば、それこそ、プレヒト局長がアベックの場合について言われたと同じように、ゼーベリングが突然精神病に掛かつたと仮定するしかないでしょう。この大臣は、そのすべての活動が七月二〇日の命令に反対する方向を向いていました。その大臣は、ラント内務省に提出した、そのようなライヒ・コミッサールの設置を憲法違反とし、完全に許されないとしている意見書の鑑定を国法学者に求めています。このことは、彼が今述べたように精神病にでも掛かつたとしても考えないと、まったく説明できなくなります。そうでもしませんが、彼は、政治的な敵に向つて、諸君はできるだけ早くそのようなライヒ・コミッサールを呼びだすべきであると言つてゐることになります。これほどに重要なゼーベリング大臣の発言が記録されていないというのは、非常に不思議ですね。それに比べて、彼がずつと以前に書いた、どうでもよいような新聞の論文が記録されているのですよ。これが、第一の不思議な点です。第二は、ゼーベリング大臣がそう考えていたのに、その後、彼に対して、ライヒ執行が行われ、力づくで実行

されたことです。とりわけ、強調しておきたいのですが、われわれは、これまで、ライヒ政府やライヒ大統領の人格について議論することまでできるだけ避けてきました。しかし、今や私に政治的にも親しい立場の大臣について、彼は二重人格だと言われているのですから、ここでは、丁寧なやり方で議論を進めることはもはや無理というものです。つまり、彼は、一方では、力づくでのみその職から追われると言いつつ、他方では、この力をもっている者と既にあらかじめ、かかる力の行使について了解ができていたと言われているのです。ゼーベリング大臣は、二人のライヒ国防軍の兵士と戦うべきであつたのでしょうか。あるいは、そうでないとすれば、彼は、一体どのような態度をとれば良かったのでしょうか。としますと、水曜日の午前におこなわれた会話のなかで、ライヒ首相か、ライヒ内務大臣が御自身で語られたと言われる「ゼーベリング大臣が面子を保とうとするなら、彼に対してもチャンスを与えてやるべきであらう」という話は、この関連では非常におかしなことになります。つまりそれだと、ゼーベリング大臣が和解しようとするなら、そのための妥協の余地を残そうとしていたわけです。もしこのラ

イビ首相が言われていたとおりのことを御やりでしたら、その場合には、意見の一致は簡単にできていたであろうからです。ところが、ゼーベリング大臣は、このようなライヒ首相の注意に抗議し、結局力づくで排除されたのです。ところが、突然、まさにこの同じ人が、「われわれのところにライヒ・コミッサールを派遣せよ」と言いはじめたと言うのです。まったくこの瞬間に、彼は正気を失ったのだとでも仮定しなければ理解できないことではありませんか。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…私の記憶に誤りがなければ、確かゼーベリング大臣御自身が、あのルール地方の混乱の時に、一度ライヒ・コミッサールであったことがあったと思いますが、もちろん、そう申しあげたからと言って、私は、ゼーベリング大臣が、そのような会談において、現実に起きましたようなやり方で、プロイセン・ラントに対するライヒの処置について合意していたという可能性があるなんて言おうとしているわけではありません。そうではなく、このような機会に、特定の目的をもち、おそらくは地域的限定を伴ったライヒ・コミッサールの問題について語りあわれた可能性がありうるとい

うことだけを申しあげたいのです。すなわち、ゼーベリング大臣が御自身の経験から、状況によっては、プロイセン・ラント政府もまたそのような処置を適正なものと考ええる可能性があるということを示しあげたいだけです。さらに、そのようなことが、政治的には極めて重大なことではありましようが、法的にはとりわけ重大なものとは思われないうことをも申しあげておきたいと思えます。もちろん、この際には、そのような会談が、それが今語られているように行われたとしても、そもそもそれが、われわれの判決にとつてどれほどに意義をもつものかという問題は、完全に留保しておきますが。(S 95) さらにまた、具体的には、その会談がどのようになされたのか、その際に誤解があったのかどうか、さらに記憶において、全体像が変えられていないかどうかというように、確定することは、極めて難しいであろうということもすべて今除外しての話ですが。

なおさらに、私が最初にお願ひしたことでありますが、すべての人々の人格を損なわないようにお願いいたします。今議論が脇道に入っている限りは、われわれの判決を下すためにほとんど重要

とは思われない、些細なテーマに議論が入り込んでおります。

そのことは、今二つの例に示されています。もちろん、そのようなテーマも一度もちだされれば、私は、それを阻止しようとは思いません。しかし、それにしても、できる限りその方の人格にかかわるような発言は慎しんでいただきたいと思えます。われわれは、あくまでも法的問題を扱いたいと思えますので。

局長ブレヒト博士…この問題を、それが既に解明されたか否かにかかわらず、すべて放り出すというのは不可能でしょう。

しかし、ゼーベリング大臣が、このような意味でのライヒ・コミッサールをわれわれのところを送りつけるのが正しいと言ったということがもし正しいとすれば、その場合には、危険が差し迫っているということ、それにもかかわらず、ゼーベリング大臣に何も知らせてはならない、何故なら彼はライヒ・コミッサールに対抗して警察を動員する可能性があるからといったライヒ政府の主張は、ライヒ政府自身によって反駁されたことになりません。(まさにその通り。) みなさん、書簡の中に、危険が存在するということと、ゼーベリング大臣は警察を動員するであろうとあることを、お考え下さい。これは、大変な矛盾です。

事態を明確にするためには、この二人の紳士を審問し、そのようなライヒ・コミッサールが問題となっていたのではないということを確認する必要があります。もちろん、私は、このお二人の方が、別に宣誓などしなくとも、本当のことを言われると思っております。昨年から、北ドイツ地方に対してライヒ・コミッサールを設置すべきであると言われていたのは有名なことです。というのも、その地方には、さまざまの警察長官が並存し、こちらに国民社会主義者の長官がいるかと思えば、こちらには社会民主主義者の長官がおり、さらにあちらにはまた国民社会主義者の長官がいるという風で、緊急の際にはまったく共同の足なみを揃えることができないからです。おそらくは、そのような会話ならありうるでしょう。可能性としてのことです。しかし、いづれにせよこの程度の規模のものごとであり、今問題となつていようなものについてはありえないと思えます。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…(本日の審理の確定) これで、この点から離れるようお願いいたします。みなさん方は、ライヒ内務大臣とゼーベリング大臣とに、事実は本当はどうで

あったのか、そこで本来何が語られたのか、について聴聞するのがよいとお考えであり、お二人が、審理の経過の中で、これらについて説明したいと言われるのであれば、私は、かかる説明をもちろん喜んで受け入れるでしょう。ただ国事裁判所の側から、これらの方々にアプローチすることは、私の信念に掛けできませんし、私としては、国事裁判所があらかじめ何ごとか決議でもしない限り、そうしたいとは思いません。今日の夕方だけでは、この問題を完全に解明しつくすことはできません。この最初の部分の、そのまたほんの最初の部分だけでも今日の内に終わりたいという私の希望は、だんだんと萎んでまいりました。今われわれは、ほんの二、三の論点だけでも終わらせるということはできないものでしょうか。例えば、七月二〇日の前と七月二〇日当日について語るべきことについてだけ扱うというのはどうでしょうか。そして、そこに起きたことがらについては、明日の第一部で扱うというのはどんなものでしょうか。

ヘラー教授…私は、パーベン氏と国民社会主義ドイツ労働者党とがライヒ・コミッサールの設置について、本当に協約を結んでいたということを、国事裁判所が真実と認定して下さるの

かどうかだけをお聞きしたいと思えます。(S99) もしこの点を国事裁判所が認定することができないということになれば、私どもはこの点についての証明を提出したいと思えますので、この間の事情は決定的に重要です。その理由は、このことが、プロイセンに対するライヒ執行と非常事態とに対する、憲法上許されているものとは異なる、まったく客観性をもたない動機を明らかにしてくれるからです。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…当然のことながら、私は、そのことにすぐにはお答えできません。

局長プレヒト博士…裁判長、私どもは、私どもの提出したいと思っている事実についての観点を、別に私どもの側ではこれ以上議論せずに提出して、裁判長の言われるとおりに従いたいと思えます。

留保。ゼーベリング大臣に対する力づくの程度が、あらかじめブラハト・ライヒ・コミッサールと相談されたものであるという点については、争います。

〈訴訟提起の時期〉今朝、書簡にもとづいて、報告者の裁判官が、事実について述べられました。〔前号一四七頁—ただし、

本書ではこの部分は省略されている。)もしそれを私が正しく聞いていたとすれば、報告者は、冒頭で、大臣の訴えは命令の発布後に提起されたと言われたはずです。といたしますと、命令の正文が大臣のところへ届く前に、その告訴が作成され、ベルリンから出されたということになりうると思います。したがって、命令の発布後ではなく、命令の正文を知る前に告訴が提起されたこととなります。そのことは、この告訴が一体どこに向けてなされたものかを考える時に重要となります。それは、ライヒ・コミッサールがライヒ大統領の命令にもとづいて権利として要求しているものに対して向けられているのです。

〈武器携帯許可証〉さて次に、ここに武器携帯許可証についての報告があります。それによれば、武器携帯許可証は、いろいろな党派の所属者に、もちろん、共産党の黨員にも発行されています。この報告の中でも詳細に説明されていますが、このような個々の武器携帯許可証の発行は、具体的なケースに応じて、理由のある場合に行われたものであるということを申し添えておきます。その理由というのは、一定の条件の下で、例えば、危険の多い地域に住んでいるとか、自分自身は正しくして

いるのに、攻撃の危機に身をさらされるとかいうような案件のある場合に、法律が、私人に武器携帯許可証の発行を認めていることによるものです。

〈閣議招請状〉先にゴットハイマア局長は、プロイセンの大臣たちが、ライヒ首相との交渉は考えていたが、ライヒ・コミッサールとの交渉は全然考えていなかったと、われわれが主張したとおっしゃいました。しかし、それは、私どもの見解ではございません。私どもは、ライヒ首相との交渉はもちろん、ライヒ・コミッサールとの交渉も行う用意はございました。プロイセンの大臣たちは、ただラント首相と称する人との交渉を拒否しただけです。ゴットハイマア局長は、かかる「ラント首相」という表現は、決して意図的なものではなかったとおっしゃいました。しかし、かかる招請を受け取った者は、そこに「ラント首相」とあるのですから、当然ラント首相と称したいと思っている人が、かかる招請を行おうとしているのだと考えざるをえませんでした。

〈新聞記者会見〉私の考えでは、新聞記者会見の行われた時間には、何ら重要性はありません。それが重要性をもつとすれば、

ば、そのことから何か結論を引き出される前に、裁判長にもう一度このことに立ち帰っていただくことをお願いしたいと思っております。この新聞記者会見は、一二時ごろ始まり、一時ごろに終わりました。その時には、大臣の書簡も、告訴も既に発せられておりました。大臣たちは、そこでなされたことについての報告を、その時までには何も受け取っておりません。(S.S.) もちろん、新聞記者会見が行われたというような非常に一般的な報告なら知らされていたという可能性はあります。しかし、実質的な理由づけについては、大臣たちは、告訴の提起にいたるまで何も知らされませんでした。本来なら、そのような理由づけは、大臣たちに、その官職からの罷免を行う前に知らされなければならぬはずのものでした。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…さてライヒ政府の側でも、それについて何かおっしゃることがございますか。

ゴットハイマア局長…〈閣議招請状〉私は、今一度、このライヒ首相がラント首相という不吉な表現を使ったということについて、同意いたしかねることを申しあげておきます。この点について、私はできるだけ努力いたしました。残念ながらこ

のことに對しての眞の事態について、プレヒト局長を説得できなかったことを既に申しあげました。

〈新聞記者会見〉新聞記者会見につきましては、われわれが、印刷物Aとして、事実証拠に付録として付けておきました公式のコミュニケが、この内容について述べております。したがって、そこに既にライヒ政府の本事件についての公式の報告があり、その処置をとるにいたった理由が公けにされていることだけを申しあげておきたいと思ひます。大臣たちが、その書簡を何時お書きになったのかということも、もちろん私どもも知るところではありません。おそらくプロイセン・ラントの大員たちがこのコミュニケが届いた時には、もう既にすべてを終えていたというプレヒト局長の主張については、そのとおりであると思ひます。ただしかし、その処置の理由が、ライヒ首相のラジオ演説によつて初めて公けにされたという主張に対しては、繰り返して反対を表明しておきます。またそれぞれの大員たちが、新聞記者会見において行われた内容について、その日の内に知られたであろうという可能性もありうると思ひます。(プレヒト局長…私は、そんなことを申しあげておりません。)

シュミッツ・ライヒ最高裁判所裁判官…(訴訟提起の時期)

プレヒト局長が、私の報告について前に言及された箇所について、少し訂正をしておきたいと思います。私は、本訴訟が、一九三二年七月二〇日の命令を含んでいるライヒ法律公報が発行された後に提起されたと言いました。そのことは、正しいことです。その理由は、今ここにそのオリジナルを写したものがありますが、ライヒ法律公報は、一九三二年七月二〇日にベルリンで発行されており、そして、この憲法上の訴訟は、われわれの文書の証明するところによれば、七月二一日に提起されているからです。実質的には、おそらくわれわれは、完全に同じ意見なのだと思います。つまり、訴訟手続きというものは、告訴を行う当事者がそれを起草し、送った時をもって開始するわけではなく、それが国事裁判所に届いた時に開始するものです。それは日付スタンプによれば七月二一日でした。当該の告訴状が七月二〇日ベルリンの内務省で起草されたことが確かであるにしても、また大臣たちがその命令を未だ知らなかったとしても、以上のことは、おそらく正しいところと認められるのではないでしょう。その点について、私の報告は何ら問題として

おりません。ヴァド局長が提起されたさまざまな有益な叙述からそのことが分かります。もつとも、局長の議論では、今われわれが、仮処分 of 審理を扱っているのか、あるいは、時として行いました会議に言及されているのが不明ですが、私が、私の報告が申しあげたかったのは、その命令がライヒ法律公報において公開された直後に、訴訟手続きが国事裁判所に提訴されたという事実だけです。

ヴァド局長…私は、七月二〇日にライプツヒに訴状を持参し、夕方一〇時から一一時の間に、長官の代理人にそれを提出いたしました。(S. 98) その訴訟に、事務的に次の日に初めて到着日付がつけられたということは自明のことでしょう。

シュミッツ・ライヒ最高裁判所裁判官…その頃には、ライヒ法律公報が既に発行されていたことは疑いのないところです。

本審理を、火曜日九時三〇分に延期いたします。

(午後八時ころ閉廷)